福寿園防災倉庫解体工事

図面リスト					
図面No.	図面名称		図面No.	図面名称	
A-01	解体特記仕様書（1）		A-10	伏図　【参考図】	
A-02	解体特記仕様書（2）		A-11	軸組図　【参考図】	
A-03	付近見取図、面積表、配置図兼仮設計画図		A-12	鉄骨詳細図　【参考図】	
A-04	1階平面詳細図		A-13	幹線、外灯・1階電気設備図	
A-05	2階平面詳細図・屋根伏図		A-14	凡例、仕様ﾘｽﾄ・2階電気設備図	
A-06	立面図　【参考図】		A-15	1階給排水設備平面図	
A-07	建具ﾘｽﾄ　【参考図】				
A-08	矩計図（1）　【参考図】				
A-09	矩計図（2）　【参考図】				

2026.07

福寿園防災倉庫解体工事　特記仕様書

I　工　事　概　要

1．工事場所　　高知市福井町748番地

2．工事種目　　【防災倉庫】　鉄骨造２階建て　延べ面積106.28㎡
　　解体　　一式

3．関連工事等　　・電気設備工事　・機械設備工事　・ガス設備工事　・昇降機設備工事　・植栽工事
　　・合併処理装置設置工事　・外構工事

4．概成工期　　完成期限の（　　）日前　（令和　　年　　月　　日）

II　建　築　工　事　仕　様

1．特記仕様
1)　項目は、番号に○印の付いたものを適用する。
2)　特記事項は、⊙印の付いたものを適用する。⊙印のつかない場合は、※印の付いたものを適用する。
　⊙印と※印の付いた場合は、共に適用する。
3)　特記事項に記載の〈　　〉内表示番号は、「建築物解体工事共通仕様書」の当該項目、当該図又は当該表を示す。
　特記事項に記載の（　　）内表示番号は、「公共建築工事標準仕様書」の当該項目、当該図又は当該表を示す。
　特記事項に記載の［　　］内表示番号は、「公共建築工事改修標準仕様書」の当該項目、当該図又は当該表を示す。

2．適用基準等
図面及び特記事項に記載されていない事項は、以下による。

※ 建築物解体工事共通仕様書　（令和４年版）　国土交通省大臣官房官庁営繕部監修
・ 公共建築工事標準仕様書　（令和４年版）　国土交通省大臣官房官庁営繕部監修
・ 公共建築改修工事標準仕様書　（令和４年版）　国土交通省大臣官房官庁営繕部監修
・ 建築物等の解体等に係る石綿ばく露防止及び石綿飛散漏えい防止対策徹底マニュアル
　（令和３年３月　令和４年３月訂正版）　厚生労働省、環境省

3．「週休２日制工事」の実施について
※対象　（・ 選択－Ⅰ型　⊙ 選択－Ⅱ型　）
本工事は、工事着手日から工事完成日までの間の土曜日及び日曜日を現場の休工日の基本とする「週休２日制工事」の対象工事である。実施にあたっては高知市「週休２日制工事」実施要領（営繕工事編）による。
（https://www.city.kochi.kochi.jp/soshiki/123/syukyuhutsuka.html）
・対象外（理由：　　）

4．「猛暑による作業不能日数」の実施について
※対象　⊙見込んでいない（理由：※過去のWBGT値に基づき算定した日数が０日のため　・
　・見込んでいる　（作業不能日数：※現場説明書による　・
・対象外（理由：　　）

5．「中東情勢の変化等による建設資材の流通状況を踏まえた設計変更」について
※適用する（現場説明書による）　・適用しない

項　目	特　記　事　項
一般共通事項	
1　工事実績情報システム（CORINS）への登録（請負金額500万円以上）（受注、変更、完成時）	登録の手続きについては、（一財）日本建設情報総合センターの「建設実績情報のコリンズテクリス登録等に関する規約」による。〈1.1.4〉
2　総合工程表	原則、工事の着手に先立ち、別契約関連工事の受注者と協議し、受注者及び別契約関連工事の受注者連名による総合工程表を監督職員に提出する。
③　工事日誌	週ごとに工事の全般的な経過及び次週の工事予定を記載した日誌を監督職員に提出する。〈1.2.3〉 また、工事の経過が明確にわかる写真を貼付すること。
④　工事写真	工事写真はＬ版程度とし、工事の内容、日付等必要事項を記入し１部提出する。（A4版台紙）〈1.2.3〉 撮影方法は、「営繕工事写真撮影要領（令和５年版）による。 デジタル工事写真の小黒板情報電子化の実施をする場合は、監督職員の承諾を受ける。 なお、実施については、国技建管第14号（令和５年３月１日付）「デジタル工事写真の小黒板情報電子化について」による。
⑤　下請負者の報告	各下請負者については下請負契約前に監督職員に報告する。
6　電気保安技術者	適用する〈1.3.3〉
⑦　施工条件	施工日及び施工時間　※ 1.3.5(1)(ｱ)による。〈1.3.5〉 ・ 工事用車両の駐車場所及び資機材の置場所〈1.3.5〉 ※　仮囲内　・　図示 その他の施工条件〈1.3.5〉 ※ 資機材の搬出入時など、工事関係車両（乗用車も含む）が敷地内を通行する際には、必ず誘導するものをつけ、公道まで徐行する。 ・ 登下校時間帯や休み時間等は車両の通行を中止する等必要な配慮をする。
8　交通誘導警備員	交通誘導警備員を配置する場合は、原則として警備業法（昭和47年法律第117号）第４条による認定を受けた警備業者の警備員を配置することとし、建設作業員等の他職種の者を従事させないこととする。ただし、一時的な作業等で、安全確保に対処できると監督職員が認めたものについては、この限りでないものとする。 配置人員等　・令和　年　月　日から令和　年　月　日までの間は　名常駐する。 ・ 作業日は　名常駐する。その他監督職員と協議し、適宜配置する。 ・ 監督職員と協議し、適宜配置する。

項　目	特　記　事　項
	配置人員の資格 ・ １名以上／１班は交通誘導警備業務に係る検定合格者（１級又は２級）を配置する工事。 ※ 交通誘導に関し、１名以上／１班は専門的な知識及び技能を有する警備員等を配置する工事。

資格	資　格　要　件	配置人数
１、２級交通誘導警備検定合格者（交通誘導警備員Ａ）	交通誘導警備に関して、公安委員会が学科及び実施試験を行い、専門的な知識及び技能を有すると認めたもの	人
交通誘導に関し、専門的な知識及び技能を有する警備員等（交通誘導警備員Ｂ）	警備業法における指定講習を受講したもの 警備業法における基本的基礎教育及び業務別教育（警備業法第２条第１項第２号の警備業務）を現に受けているもので、交通誘導に関する警備業務に従事した期間（実務経験年数）が１年以上であるもの	人

なお、事前に監督職員に検定合格証の写し等の資格要件の確認できる資料を提出する。
また、警備員等に変更が生じた場合は、速やかに監督職員に同様の資料を提出する。

項　目	特　記　事　項
⑨　工事安全計画書	建設工事公衆災害防止対策要綱及び建築工事安全施工技術指針を参考に、工事安全計画書を監督職員に提出する。
⑩　統括安全衛生管理義務者の指名	労働安全衛生法第30条第２項に基づき指名をする。〈1.3.6〉
⑪　発生材の処理	〈1.3.10〉〈4.1.4〉〈4.3.1～2〉 産業廃棄物の運搬、処分等については、〈1.3.10〉より適切に処分するものとし、事前に処理計画書を提出する。 産業廃棄物の運搬あるいは処分を他業者に委託する場合は、書面による委託契約を行い、処理計画書にその写しを添付する。 自己処分場で処分する場合は、その処分場が関係法令の規定に適合する旨の資料を提出し、監督職員の現地立会を受けたうえで承諾を得る。（積替・保管についても同様とする） 産業廃棄物の収集・運搬に当たっては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下廃棄物処理法という）施行令に基づく車両への表示及び書面の備え付けを行うこと。 また、産業廃棄物を搬出する車両について、処分場ごとに１台のみ写真撮影（現場搬出時及び処分場到着時）し、随時監督職員に報告する。 廃棄物処理法を遵守し、工期内に最終処分（埋立処分、海洋投入処分又は再生）を終了しなければならない。 また、産業廃棄物管理票（以下マニフェストという）により適正に処理されていることを確認するとともに、監督職員にそのＥ票の写しを提出する。 ただし、廃棄物処理法を遵守した上で、工期内に産業廃棄物の最終処分を終了することが困難な場合で、監督職員が認める場合においては、工期内に中間処理業者への搬入が終了すればよいものとする。 この場合、マニフェストにより適正に中間処理業者に搬入されていることを確認するとともに、監督職員にそのＢ２票の写しを提出する。また、最終処分終了後速やかにＥ票の写しを提出する。 なお、廃棄物処理法に定める電子情報処理組織を使用する場合は別途協議する。 ・ 引き渡しを要するもの〈1.3.10〉〈5.4.1〉 （・ ＰＣＢ含有物　・ ＰＣＢ含有物及び金属類　※ 無し　）

種類	保管処分	保管場所または処分先及び処分方法
ＰＣＢを含む機器類		
・ 変圧器	※ 保管　・ 処分	※ 監督職員の指示する場所　・
・ コンデンサ	※ 保管　・ 処分	※ 監督職員の指示する場所　・
・ 蛍光灯器具の安定器	※ 保管　・ 処分	※ 監督職員の指示する場所　・
・ ＨＩＤ灯の安定器	※ 保管　・ 処分	※ 監督職員の指示する場所　・
・ リアクトル	※ 保管　・ 処分	※ 監督職員の指示する場所　・
・ コンデンサ用放電コイル	※ 保管　・ 処分	※ 監督職員の指示する場所　・
・ その他（　　）	※ 保管　・ 処分	※ 監督職員の指示する場所　・
・ ＰＣＢ含有シーリング材	※ 保管　・ 処分	※ 監督職員の指示する場所　・
・ 金属類	※ 保管　・ 処分	※ 監督職員の指示する場所　・

項　目	特　記　事　項
⑫　石綿含有建材の調査	事前調査範囲　※ 改修範囲　・〈1.4.1〉 貸与資料　※ 有　（⊙既存の設計図書　⊙石綿含有分析調査表　） ・ 無 分析結果　外壁ｻｲﾃﾞｨﾝｸﾞ化粧石こうﾎﾞｰﾄﾞ、防塵塗装：含有なし 分析調査　※ 書面調査及び現地での目視調査の結果により、監督職員と協議する。 ・ 行う　（調査建材使用部位　調査建材名　検体数　） 分析方法　※定性分析　・ 定性分析の結果により、定量分析を行う場合は監督職員と協議する。 規模要件に応じて石綿事前調査結果報告システム（Gビズ）による報告を行うこと （http://www.ishiwata-houkoku.mhlw.go.jp） 調査報告者は建築物石綿含有建材調査者等とする
13　施工数量調査	調査範囲　※ 図示　・ 解体工事範囲すべて〈1.5.2〉 調査方法　※ 目視またはスケール等による計測
⑭　工事の保険	工事請負契約後、速やかに工事目的物、工事材料等に生じる損害、第三者に及ぼした損害を補償する保険を締結する。保険期間は、工事着工のときから完成期限より24日後以降までの期間とする。
⑮　契約保証	※ 金銭的保証方式
⑯　前払金支出割合区分補正	・ 有　⊙ 無
⑰　技能士及び技能資格者	※ とび（二級又は足場組立作業主任者）〈1.6.2〉 当該資格を有することが確認できる書類及び資格者が特定できる書類（運転免許証等）の写しを提出すること。
18　事業損失補償	現場説明書による。
⑲　不当要求等への対応	暴力団又は暴力団関係者からの不当要求又は工事妨害（以下この文において「不当介入」という。）の排除については次による。 a) 受注者は、暴力団又は暴力団関係者からの工事の施工に関して不当介入を受けたときは、その旨を直ちに監督職員に報告し、所轄の警察署に届出なければならない。 b) 受注者は、不当介入による被害を受けたときは、その旨を直ちに監督職員に報告し、所轄の警察署に届出なければならない。 c) 受注者は、監督職員及び所轄警察署と協力し、不当介入の排除処理を講じなければならない。 d) 受注者が不当介入の報告を怠った場合、「高知市競争入札指名停止措置要綱」に基づき、指名停止措置を行うものとする。
⑳　工事特性等	受注者は、自ら立案した工事特性、創意工夫、社会性等のそれぞれの評価項目について、実施しようとする場合は、事前に計画内容を所定の様式で監督職員に提出する。 また、実施後、工事完成時までに所定の様式に実施状況の分かる図面や状況写真等を添付して監督職員に提出する。

項　目	特　記　事　項
仮設工事	
①　騒音・粉じん等の対策	騒音・粉じん対策　※ 防音シート　・ 防音パネル　・ 養生シート　・ 図示〈2.2.1〉 設置範囲　※ 図示　⊙ 外部足場設置範囲
②　騒音測定等	解体作業中はデジタル式の（※騒音計　※振動計）を設置し、記録すること。また、記録したものを報告書として提出すること。なお、関連法令で定める数値を上回った場合は、作業を中止し、監督職員に速やかに報告すること。 測定点　※ 敷地境界（　1　）か所：詳細な位置は監督職員との協議による ・ 図示　・ その他（　　）
③　仮囲い	※ 図示
④　監督職員事務所	・設ける　※設けない〈2.3.1〉
5　監督職員の備品等	備品等の設置〈2.3.1〉

備品の種類	机・椅子	書　棚	黒　板	ＰＣ	掛 時 計
数　量	組	台	枚	台	個
備品の種類	温 度 計	ゴ ム 長 靴	雨 が っ ぱ	保 護 帽	懐 中 電 灯
数　量	個	足	着	個	個
備品の種類	衣類ロッカー	冷暖房機器	消 火 器	湯 沸 器	加入電話付属器
数　量	人用	台	個	台	台
備品の種類	掃 除 具				
数　量	個				

項　目	特　記　事　項
⑥　工事用水・電力	構内既存の施設（用水）　⊙ 利用できる　（ ※ 有償　・ 無償 ）　※ 利用できない 構内既存の施設（電力）　⊙ 利用できる　（ ※ 有償　・ 無償 ）　※ 利用できない 構内既存の施設を利用できる場合で、無償の場合は、下記a)～c)による。 a) 既存設備の水栓等から直接水を使用する場合は、監督職員と協議する。 b) 既存のコンセントから直接電力を使用する場合は、監督職員と協議する。 c) 工事用電源を既存建築物から分岐する場合は、原則、既設分電盤の共用回路のコンセントからとする。なお、接続する回路の負荷状態等を確認し、既設負荷への波及がないようにする。 また、漏電遮断器付コンセント等を使用し、安全の確保を図る。 構内既存の施設を利用できる場合で、有償の場合は、上記a)～c)に下記d)～e)を加える。 d) 工事用水は、既存設備に量水器を設けて、仮設配管を施し使用するものとする。 e) 工事用電力は、原則、既存設備に電力計を設けて、仮設配電盤を設置し、使用するものとする。 四国電力送配電株式会社などの架空線に防護管の設置が必要な場合は、監督職員と協議する。
7　山留め	山留め工法　・ 山留めの撤去　※ 撤去する　・ 存置する 抜き跡の処理　※ 砂で充填する　・〈2.4.3〉
解体施工	
①　解体範囲	※ 図示（土中解体で図面に記載がない場合は、基礎捨てコンクリートまでとする。） ・ その他（　　）
②　解体作業注意事項	a) 解体機器は圧砕機を主体とし、振動・騒音等の発生防止に努める。 b) 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律、その他の関係法令等によるほか、工事に伴い発生する廃棄物は選別等を行い、リサイクル等再資源化に努めること。 c) 車両の出入りにおいては、道路を泥等で汚さないように留意すること。また、止むを得ず汚した場合は、速やかに清掃すること。 d) 解体作業中は散水等を行い、粉じん等の飛散防止に努め、廃材搬出車両には、飛散防止用のシートを被せて運行すること。 e) 工事作業者の通勤用車両での乗り込みは最小限に留め、全ての工事関係車両は進入路及び敷地内では徐行運転すること。 f) 工事関係車両は、周辺道路での待機及び路上駐車は行わないこと。 g) 施設関係者、通行者、近隣等に危害が及ばぬよう、騒音・振動及び工事関係車両の通行等に注意すること。 h) 以上の項目は受注者はもとより下請負者にも、周知徹底させること。
3　浄化槽・排水槽等の措置	・ 行う（措置：※ 下記のとおり　・ 図示 ）〈3.2.1〉 浄化槽、排水槽等の汚水及び汚物について、事前に回収、洗浄、消毒等の措置を行い、異臭の発生並びに周囲及び地中への汚染を防止する。 ※ 行わない（消毒洗浄済み）
4　オイルタンク、オイルサービスタンク及び配管内の廃油の措置	※ 行う（措置：※ 下記のとおり　・ 図示 ）〈3.2.1〉 事前に回収、洗浄等の措置を行い、異臭の発生並びに周囲及び地中への汚染を防止する。 ・ 行わない
5　杭の処理	※ 撤去する　・ 存置する〈3.9.2〉 撤去範囲　※ 図示　・ 撤去方法　・ 引抜き工法　・ 破砕工法 杭の撤去後の処置　※ 山砂　・ セメントミルク　・ 流動化処理土
6　さく、照明設備等の附属物の解体	※ 図示（土中解体で図面に記載がない場合は、基礎捨てコンクリートまでとする。）〈3.10.1〉 ・ その他（　　）
7　樹木等の処理	撤去範囲　※ 図示　・〈3.11.1〉 処理方法　・ 伐採抜根　・ 移植（移植場所：　　）
⑧　地下埋設物及び埋設配管	撤去範囲　※ 図示　・ 敷地境界まで　・〈3.12.1〉
⑨　解体後の整地	※ 解体撤去後は、次により整地すること。〈3.13.1〉 埋戻し土（※A種　⊙B種　・C種　・D種）(3.2.3)
10　その他	・ 電灯等は、別途設備工事で撤去する。 工事現場着手は電気・機械設備工事の切り替え後とする。

高知市　都市建設部　公共建築課	工事名	福寿園防災倉庫解体工事	係	係長	課長補佐	課長	図面番号
	図面名	解体特記仕様書（１）　2026.07　縮尺 1／	作図	令和8年　9月　日			A-01

項　目	特　記　事　項
建設廃棄物の処理	
① 再生資源利用（促進）計画書及び実施書の提出（請負金額100万円以上）	再生資源利用(促進)計画書及び実施書を、建設副産物情報交換システム（コブリス・プラス）により作成し、提出は以下による。 a) コブリス・プラスについては、建設副産物情報センターのホームページ（https://fkplus.jacic.or.jp)より、利用申請等を行うことができる。 b) 建設資材の利用量の大小や有無に関らず、紙に出力した再生資源利用計画書及び実施書（建設リサイクルガイドライン様式１）を、完成資料として監督職員に提出する。 c) 建設副産物の発生量及び搬出量の大小や有無に関らず、紙に出力した再生資源利用促進計画書及び実施書（建設リサイクルガイドライン様式２）を、完成資料として監督職員に提出する。 d) 受注者は再生資源利用（促進）計画書（現場掲示用様式）を工事現場の見やすい場所に掲げること。 e) 受注者は作成したデータを含め、再生資源利用(促進)計画書及び実施書を工事完成後５年間保存する。
② 再資源化等	※ 建設リサイクル法による特定建設資材廃棄物　〈4.4.1〉 建設廃棄物の種類 ／ 中間処理施設または再資源化施設等 ※ コンクリート ／ ※ 廃棄物処理法の許可等を受けた施設 ※ アスファルトコンクリート ／ ※ 廃棄物処理法の許可等を受けた施設 ・ ※ 木材 ／ ※ 廃棄物処理法の許可等を受けた施設 ・ ※ 金属類 建設廃棄物の種類 ／ 中間処理施設または再資源化施設等 ※ 金属類 ／ ※ 廃棄物処理法の許可等を受けた施設 ※ 塩ビライニング鋼管 ／ ・ 資源有効利用促進法に基づく指定再資源化製品 建設廃棄物の種類 ／ 中間処理施設または再資源化施設等 ※ 小型二次電池（誘導灯、火災警報等） ／ ※ 廃棄物処理法の許可等を受けた施設 ・ 資源有効利用促進法に基づく指定再利用促進製品 建設廃棄物の種類 ／ 中間処理施設または再資源化施設等 ※ 浴室ユニット、システムキッチン ／ ※ 廃棄物処理法の許可等を受けた施設 ※ 再資源化可能処理施設 ・ 建設資材廃棄物の再資源化 建設廃棄物の種類 ／ 中間処理施設または再資源化施設等 ・ 水銀使用製品（蛍光ランプ　ＨＩＤランプ） ／ ※ 廃棄物処理法の許可等を受けた施設 ※ 水銀使用製品産業廃棄物の許可を受けた施設 ・ 硬質ポリ塩化ビニル管　継手 ／ ※ 塩化ビニル管・継手協会の受入拠点施設 ・ ガラス ／ ※ 再資源化可能処理施設 ・ 指定建設資材廃棄物の縮減 ・ 木材 ・ 建設廃棄物を再資源化し現場で利用 ・ 粒度調整砕石（0～40mm）程度に破砕したコンクリート塊 ・ 再資源化するもの以外については、遮断型・管理型・安定型を確認の上、廃棄物処理法による許可を受けた施設にて適切に処理すること。　〈4.4.3〉
③ 産業廃棄物広域認定制度	環境大臣の認定を受けた事業者の認定書の写し及び本工事で取り交わした覚書等の写しを監督職員に提出する。　〈4.4.2〉
④ 処理に注意を要する建設廃棄物	処理に注意を要する建設廃棄物　〈4.5.1〉 ※ 4.5.1.（ア)及び(イ)による。 4.5.1.（イ）.（b）ひ素・カドミウム含有せっこうボードの処理 ※ 管理型最終処分場で埋立処分　・ 製造業者に処分を委託
特別管理産業廃棄物等の処理	
1 施工計画調査	分析調査またはサンプリング調査　〈5.1.2〉〈5.4.1〉 ＰＣＢを含む機器類 ／ 分析調査またはサンプリング調査 ・ 変圧器 ・ コンデンサ ・ 蛍光灯、ＨＩＤ灯器具の安定器 ／ ・ 行う　・ 行わない ・ その他（　　） ・ ＰＣＢ含有シーリング材 ／ ・ 行う　・ 行わない ・ 廃油 ／ ・ 行う　・ 行わない 廃酸　廃アルカリ ・ 臭化リチウム水溶液 ・ 電池の溶解液 ／ ・ 行う　・ 行わない ・ ダイオキシン類 ／ ・ 行う　・ 行わない
2 特別管理産業廃棄物の処理等	・ ＰＣＢ含有シーリング材の撤去　※撤去する　・ 撤去しない　〈5.4.1〉 種類 ／ 処分、処理方法 ／ 処分先 ・ 廃油 ／ ※ 焼却処分 ・ 再生処理 ／ ※ 廃棄物処理法の許可等を受けた施設 廃酸　廃アルカリ ・ 臭化リチウム水溶液 ・ 電池の電解液 ／ ※ 中和処理または焼却処分 ・ 再生処理 ／ ※ 廃棄物処理法の許可等を受けた施設 ・ ダイオキシン類の解体方法及び処分方法は、ダイオキシン類対策特別措置法及び労働安全衛生法並びに廃棄物焼却施設内作業におけるダイオキシン類ばく露防止対策要綱に基づき、適切な解体方法及び処理を行うこと。

項　目	特　記　事　項
石綿含有建材の除去及び処理	
1 石綿粉じん濃度測定	・ 行う　・ 行わない　〈6.1.3〉 測定時期 ／ 測定場所 ／ 測定名称 ／ 測定点 ・ 処理作業前 ／ ・ 処理作業室内 ／ 測定１ ／ ※ ２点　・ ３点 ・ 施工区画周辺又は敷地境界 ／ 測定２ ／ ※ ２点　・ ※ 処理作業中 ／ ・ 処理作業室内 ／ 測定３ ／ ※ ２点　・ ※ セキュリティーゾーン入口 ／ 測定４ ／ ※ １点　・ ※ 集じん、排気装置の排出口（処理作業室外の場合） ／ 測定５ ／ ※ １点　・ ※ 施工区画周辺又は敷地境界 ／ 測定６ ／ ※ ４方向 各１点 ※ 処理作業後（隔離シート撤去前） ／ ※ 処理作業室内 ／ 測定７ ／ ※ ２点以上　・ ・ 施工区画周辺又は敷地境界 ／ 測定８ ／ ※ ４方向 各１点 測定方法 ・JIS K3850-1に基づいた測定（・測定4　・測定5　・測定6　・測定7　・　） ・自動測定器による測定（・測定4　・測定5　・　）
2 石綿含有建材の除去等	除去等　〈6.3.2〉〈6.4.2～5〉〈6.5.2〉 種類 ／ 使用材料 ／ 除去工法 ／ 区画 ／ 除去材の飛散防止 ・ 石綿含有吹付材 ／ ・ ・ ・ ／ ※ 湿潤化の後に除去 ・ ／ <6.3.1>による ／ ※ 湿潤化 ・ 固形化 ・ 石綿含有保温材等 ／ ・ ・ ／ ※ 破壊して除去<6.3.1>～<6.3.4>による ／ ／ ※ 湿潤化 ・ 固形化 ・ ・ ／ ・ 原形のまま手ばらし<6.4.2>～<6.4.4>による ／ <6.4.1(ｳ)>による ／ ※ 湿潤化 ・ ・ 石綿含有成形板 ／ ・ ・ ・ ・ ／ ※ 原形のまま手ばらし<6.5.2.(ｱ)>による ／ ・ 行う　<6.4.1(ｳ)>による　※ 行わない ／ <6.5.3.(ｳ)>による 処分方法　〈6.3.3〉〈6.4.3〉〈6.5.3〉 ※ 管理型・安定型を確認の上、廃棄物処理法による許可を受けた施設で適切に処理すること ・<6.3.3.(ｴ).（b）>による
3 石綿含有仕上塗材の除去等	除去方法　〈6.6.1～5〉 ※「建築物等の解体等に係る石綿ばく露防止及び石綿飛散漏えい防止対策徹底マニュアル」による工法の内、飛散防止に関し隔離措置と同等と判断できる工法 処分方法　〈6.6.4〉 ※ 管理型・安定型を確認の上、廃棄物処理法による許可を受けた施設で適切に処理すること 除去範囲　※ 図 示 試験施工　※行わない　・行う
特殊な建設副産物の処理	
1 特殊な建設副産物の処理等	施工計画調査　〈7.1.3〉 特殊な建設副産物の種類 ／ 分析調査 〈7.1.2.(ｱ)〉の特定物質 ／ ・ 冷媒フロン類 ／ ・ 行う　・ 行わない ・ 建材用断熱材フロン ／ ・ 行う　・ 行わない ・ ハロン類 ／ ・ 行う　・ 行わない 〈7.1.2.(ｲ)〉の放射性同位元素 ／ ・ イオン化式感知器 ・ ／ ・ 行う　・ 行わない ・ 〈7.1.2.(ｳ)〉の六ふっ化硫黄ガス ／ ・ 受変電機器 ・ ／ ・ 行う　・ 行わない ・ 〈7.1.2.(ｴ)〉のＰＦＯＳ ／ ・ 泡消火設備 ・ ／ ・ 行う　・ 行わない 〈7.1.2.(ｵ)〉の特定化学物質 ／ ・ ・ ／ ・ 行う　・ 行わない 処理等　〈7.3.1〉 特殊な建設副産物の種類 ／ 処理方法 〈7.1.2.(ｱ)〉の特定物質 ／ ・ 冷媒フロン類 ／ ※ フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律に基づき登録を受けた回収業者 ・ 特定家庭用機器再商品化法による ・ 建材用断熱材フロン ／ ※ 焼却による破壊処理が可能な処理施設 ・ ハロン類 ／ ※ ハロン消火設備設置業者等 〈7.1.2.(ｲ)〉の放射性同位元素 ／ ・ イオン化式感知器 ・ ／ ※ 放射性同位元素等規制法その他関連法令に基づく製造業者等 ・ 〈7.1.2.(ｳ)〉の六ふっ化硫黄ガス ／ ・ 受変電機器 ・ ／ ※ 製造業者 ・ 〈7.1.2.(ｴ)〉のＰＦＯＳ ／ ・ 泡消火設備 ・ ／ ※ 廃棄物処理法に基づく処理業者 〈7.1.2.(ｵ)〉の特定化学物質 ／ ・ ・ ／ ※ 特定家庭用機器再商品化法による処理を行った場合は、回収業者が受領したことを示す書類の写しを監督職員に提出すること。

項　目	特　記　事　項

高知市　都市建設部　公共建築課	工事名	係	係長	課長補佐	課長	図面番号
	福寿園防災倉庫解体工事					A-02
	図面名　解体特記仕様書（２）　2026.07 ／ 縮尺　1／	作図　令和8年　9月　日				

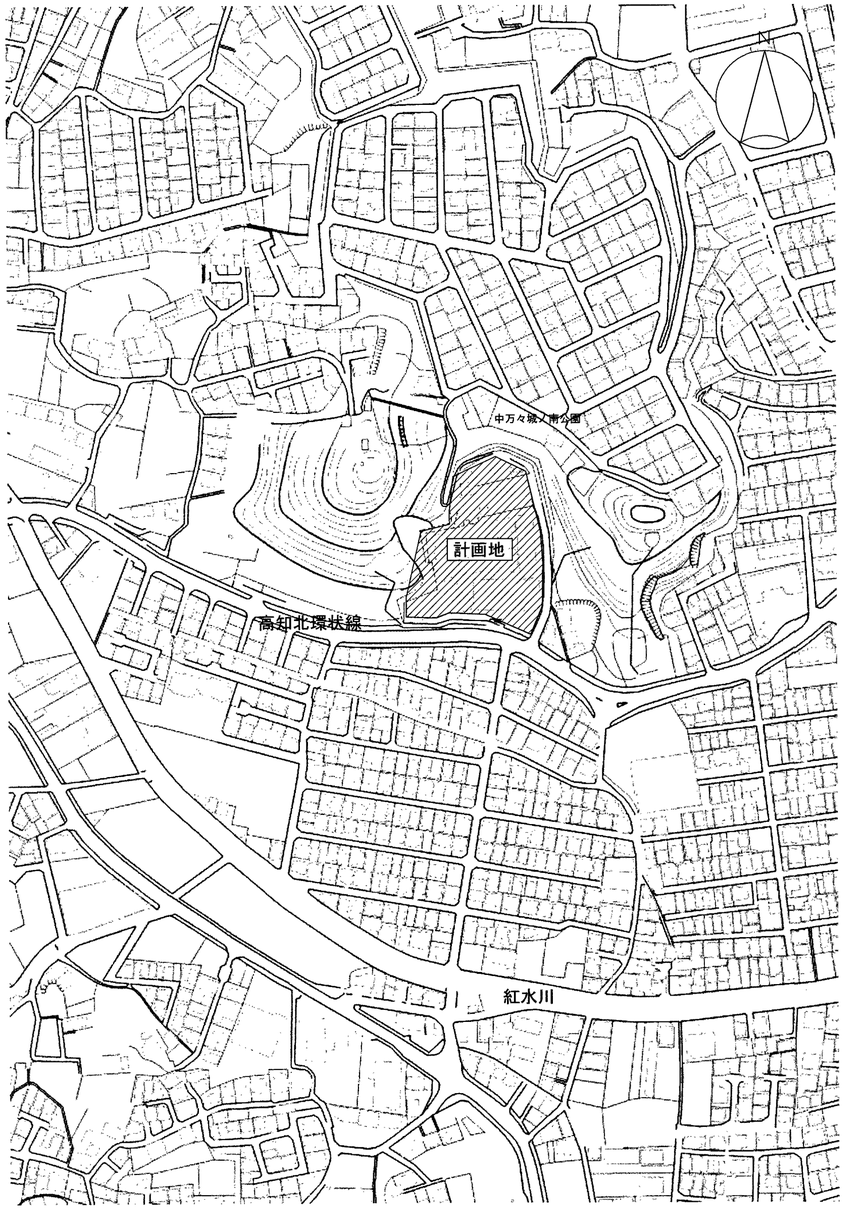

付近見取図：高知市福井町748番地

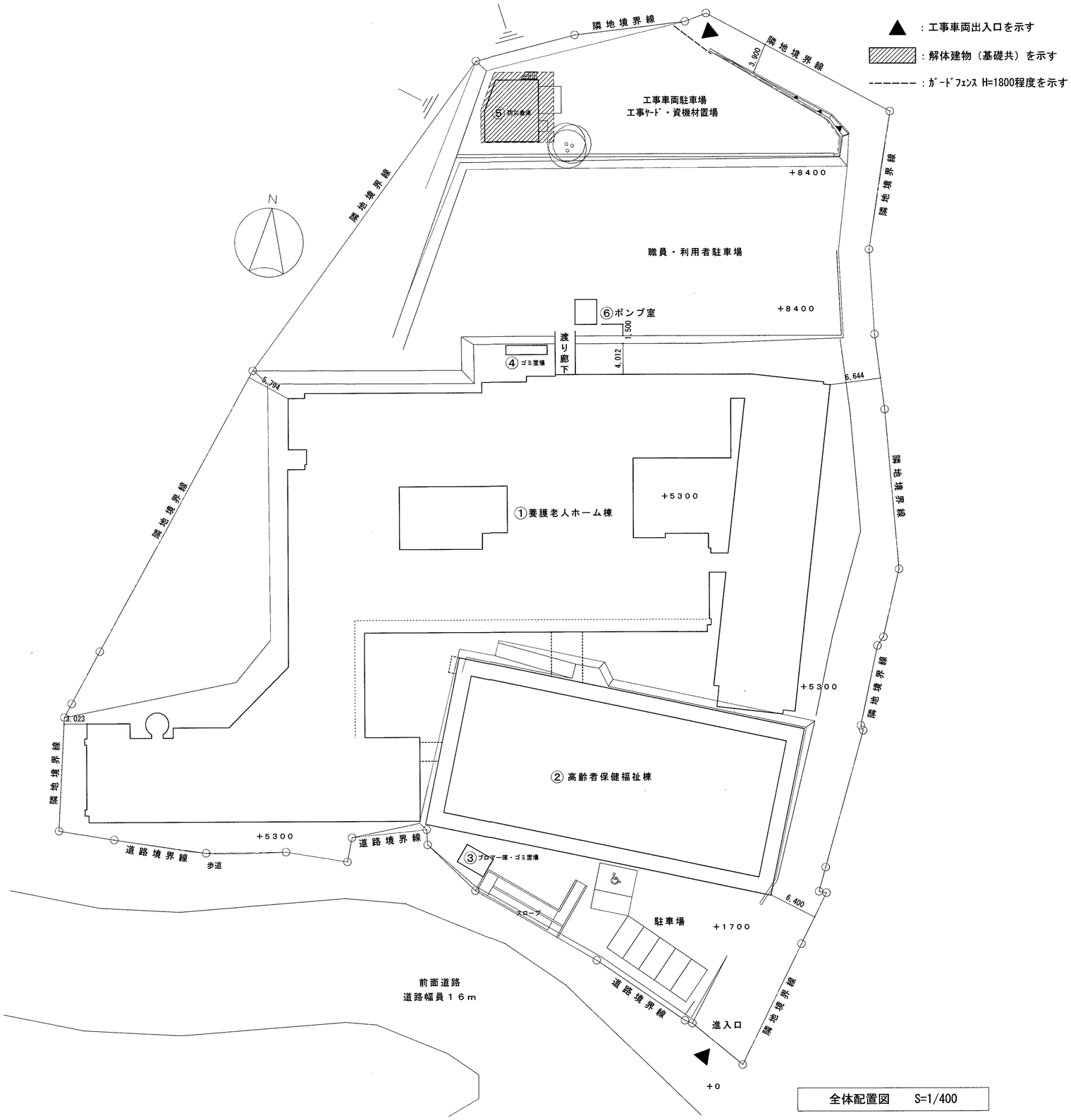

全体配置図　S=1/400

面　積　表

既存建物	延床面積	建築面積	
① 養護老人ホーム棟	6,112.71㎡	3,506.73㎡	【既存のまま】
② 高齢者保健福祉棟	1533.23㎡		
③ ｺﾞﾐ置場・ﾌﾞﾛﾜｰ庫	8.64㎡		
④ ｺﾞﾐ置場	6.48㎡		
⑤ 防災倉庫	106.28㎡	61.14㎡	【　撤去　】
⑥ ポンプ室	9.26㎡	9.51㎡	【既存のまま】

高知市　都市建設部　公共建築課

工事名			係	係長	課長補佐	課長	図面番号
福寿園防災倉庫解体工事							A-03
図面名　付近見取図、面積表、配置図兼仮設計画図	縮尺	1 /400	作図	R8年	9月	日	

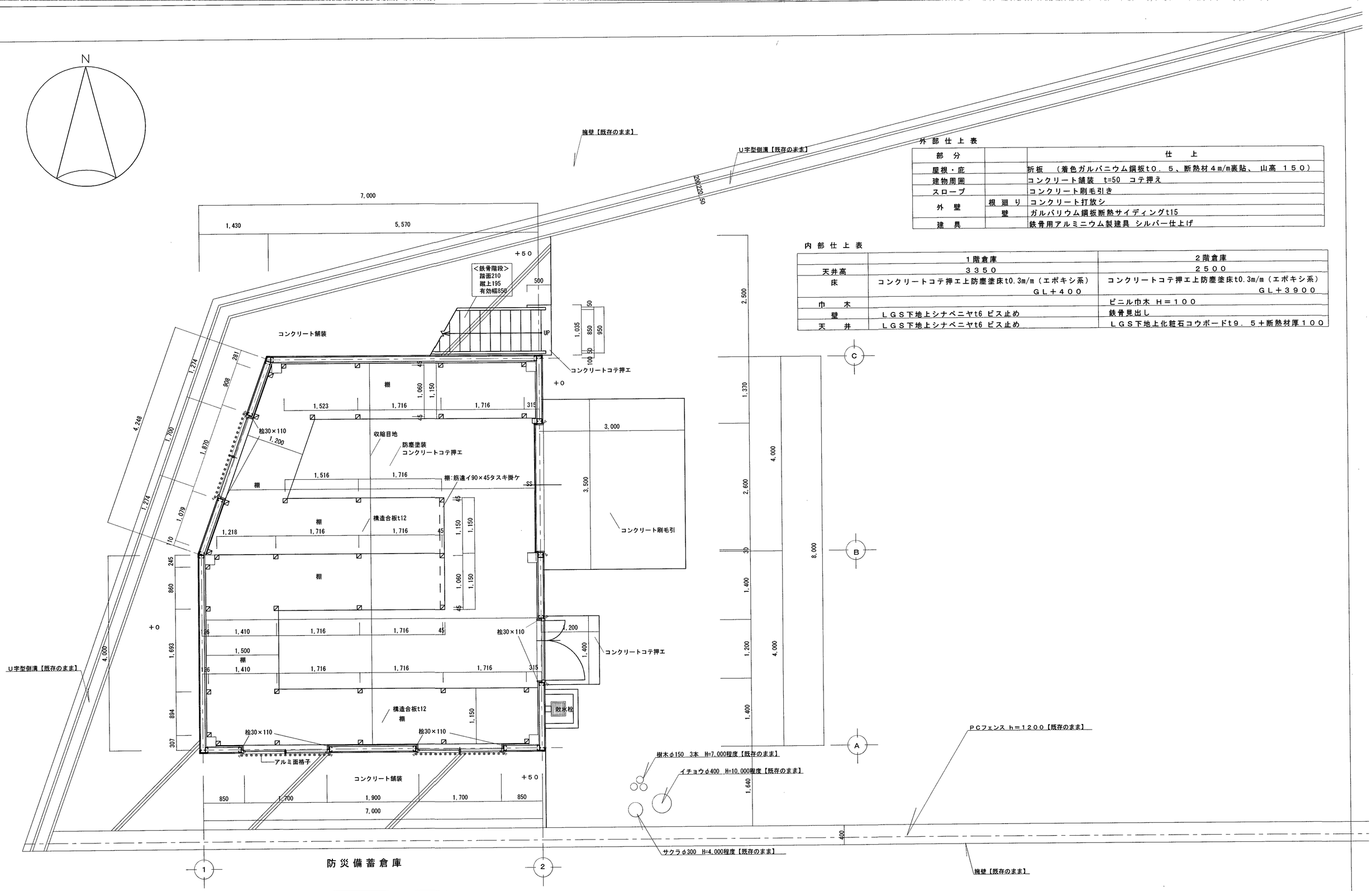

1階平面詳細図 1／50

外部仕上表

部分		仕上
屋根・庇		折板 （着色ガルバニウム鋼板t0．5、断熱材4m/m裏貼、 山高 150）
建物周囲		コンクリート舗装 t=50 コテ押え
スロープ		コンクリート刷毛引き
外壁	根廻り	コンクリート打放シ
	壁	ガルバリウム鋼板断熱サイディングt15
建具		鉄骨用アルミニウム製建具 シルバー仕上げ

内部仕上表

	1階倉庫	2階倉庫
天井高	3350	2500
床	コンクリートコテ押エ上防塵塗床t0.3m/m（エポキシ系） GL＋400	コンクリートコテ押エ上防塵塗床t0.3m/m（エポキシ系） GL＋3900
巾木		ビニル巾木 H＝100
壁	LGS下地上シナベニヤt6 ビス止め	鉄骨見出し
天井	LGS下地上シナベニヤt6 ビス止め	LGS下地上化粧石コウボードt9．5＋断熱材厚100

※【既存のまま】の記載がないものは撤去とする。
※建物解体後は、整地を行う。

高知市 都市建設部 公共建築課

工事名			係	係長	課長補佐	課長	図面番号
福寿園防災倉庫解体工事							A-04
図面名 1階平面詳細図	縮尺	1/50	作図	R8年	9月	日	

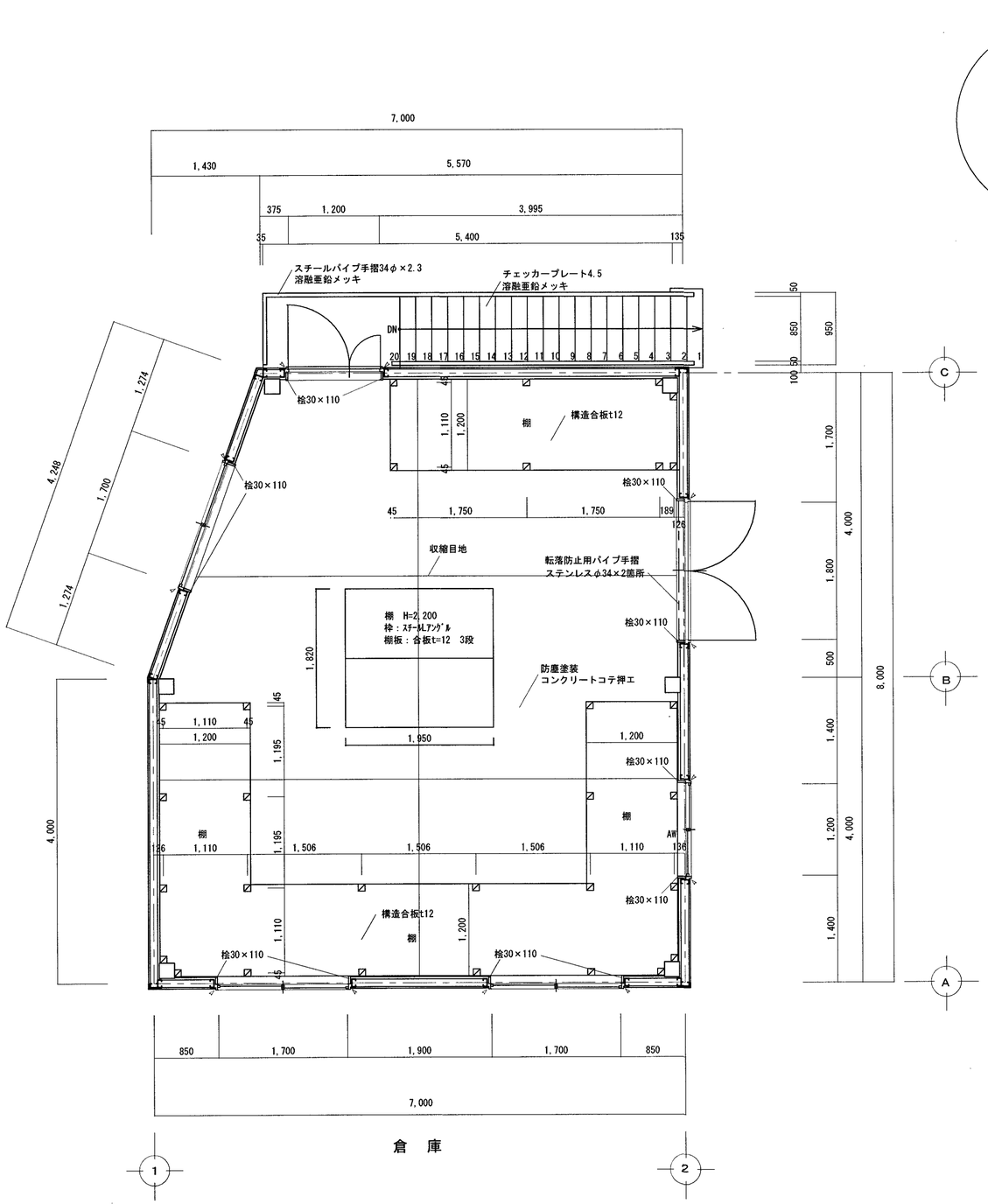

2階平面詳細図 1／50

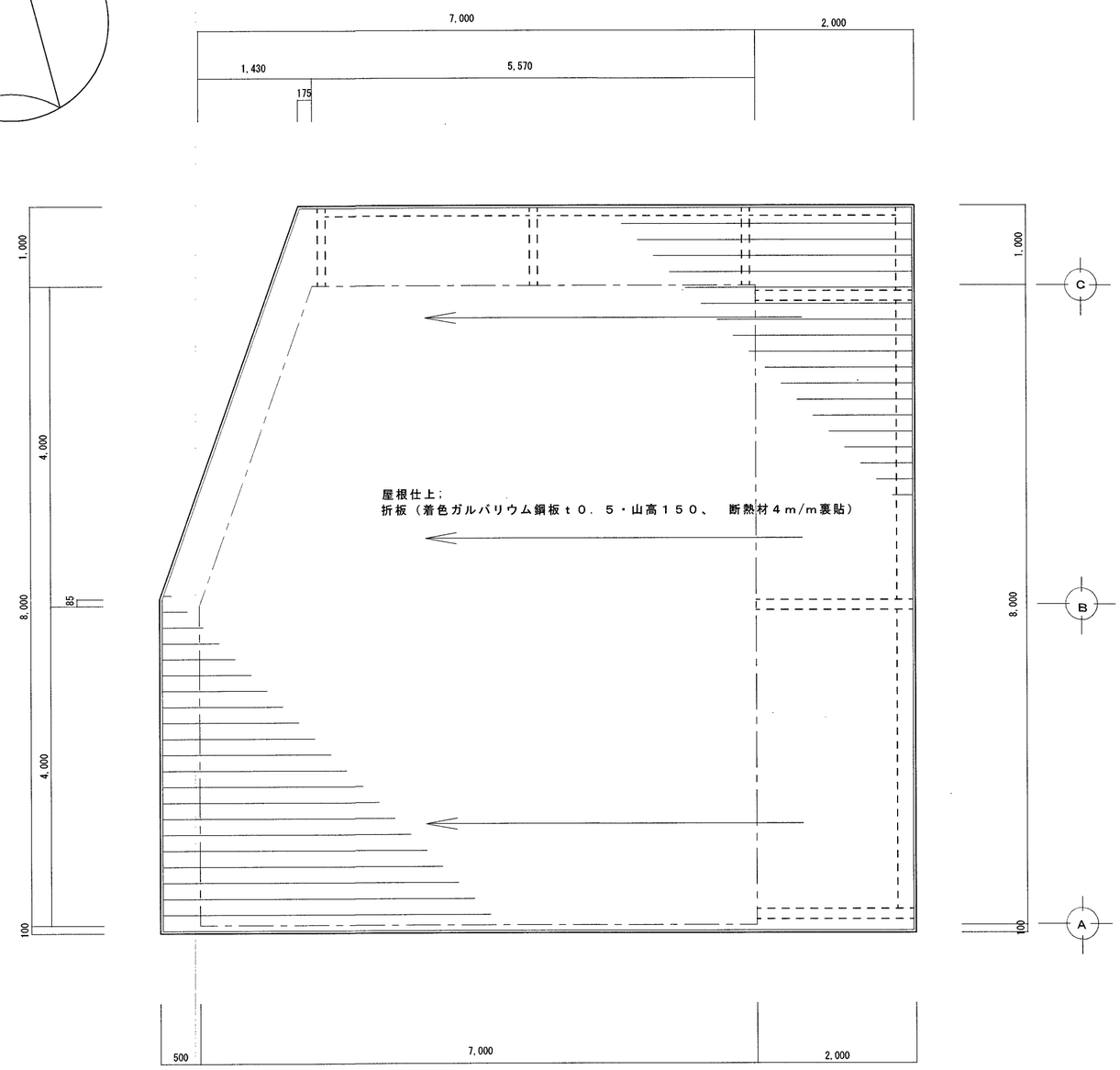

屋根伏図 1／50

※【既存のまま】の記載がないものは撤去とする。

高知市 都市建設部 公共建築課

工事名			係	係長	課長補佐	課長	図面番号
福寿園防災倉庫解体工事			和田			松木	A-05
図面名 2階平面詳細図・屋根伏図	縮尺	1/50	作図	R8年	9月	日	

番号	外 部 仕 上
①	ガルバリウム鋼板断熱サイディング　t15
②	コンクリート打放シ
③	折板（山高150　着色ガルバリウム鋼板t0.5）
④	外部鉄骨部分　溶融亜鉛メッキ
⑤	アルミ製丸形風防付ガラリ100φ
⑥	鉄骨階段
⑦	コンクリート刷毛引き

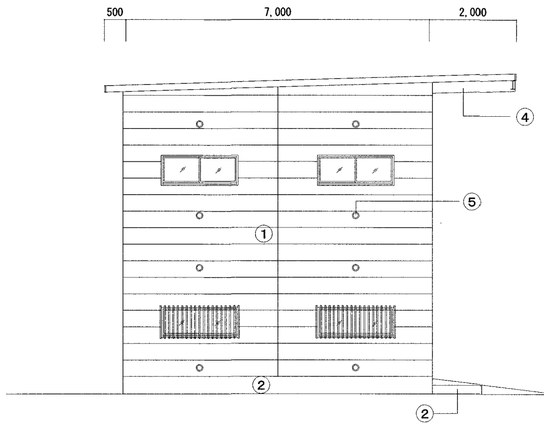

南立面図　１／１００

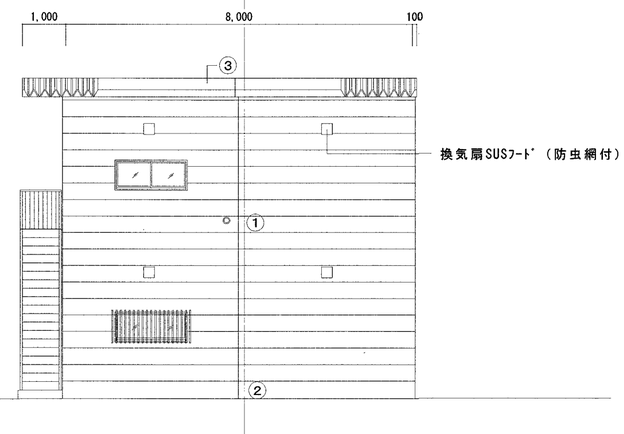

西立面図　１／１００

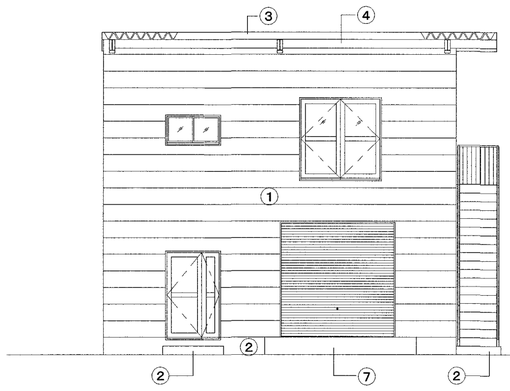

東立面図　１／１００

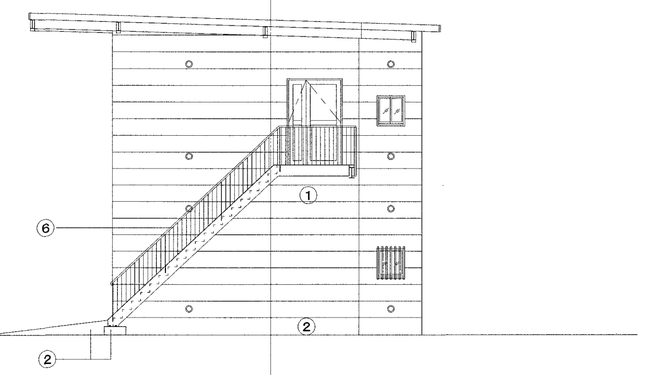

北立面図　１／１００

【　参考図　】

		高知市　都市建設部　公共建築課	工事名			係	係　長	課長補佐	課　長	図面番号
			福寿園防災倉庫解体工事							A-06
			図面名　立面図	縮　尺	1 /100	作図	R8年	9月	日	

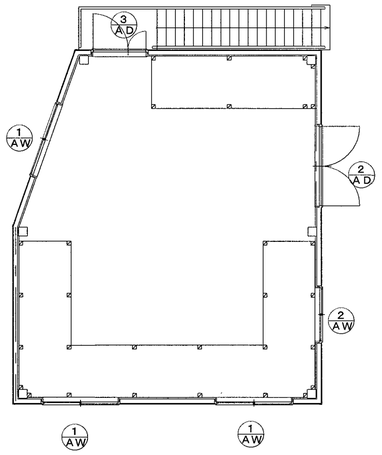

2階建具配置図　1／100

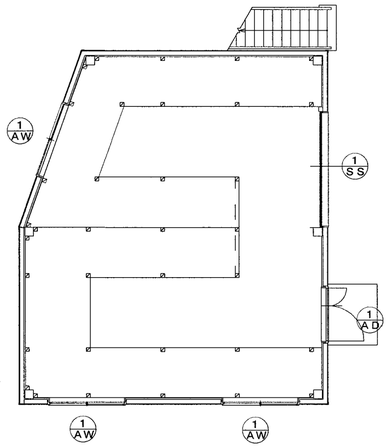

1階建具配置図　1／100

建具表

記号	数量	1 AW　1Ｆ防災備蓄倉庫・2Ｆ倉庫　6箇所	2 AW　2Ｆ倉庫　1箇所	1 SS　1Ｆ防災備蓄倉庫　1箇所
形状		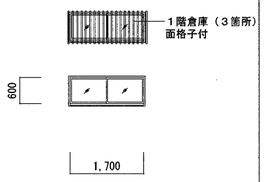	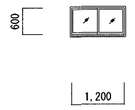	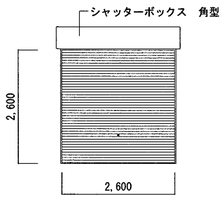
寸法		1階倉庫（3箇所） 面格子付 600 1,700	600 1,200	シャッターボックス　角型 2,600 2,600
材種	名称	アルミ　引違イ窓	アルミ　引違イ窓	スチール　バランスシャッター
見込	塗装	７０　シルバー	７０　シルバー	シルバー
硝子		網入型板ガラスt6.8	網入型板ガラスt6.8	
金物		アルミ水切、クレセント	アルミ水切、クレセント	まぐさ:ステンレス、シャッターボックス:ステンレス焼付塗装
		付属金物一式	付属金物一式	框・レール、錠、付属金物一式
記号	数量	1 AD　1Ｆ防災備蓄倉庫　1箇所	2 AD　2Ｆ倉庫　1箇所	3 AD　2Ｆ倉庫　1箇所
形状		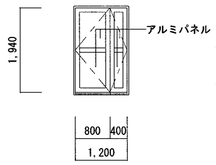	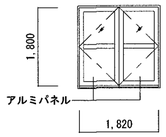	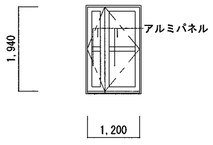
寸法		1,940 アルミパネル 800　400 1,200	1,800 アルミパネル 1,820	1,940 アルミパネル 1,200
材種	名称	アルミ　片開き框ドア	アルミ　両開き框ドア	アルミ　片開き框ドア
見込	塗装	７０　シルバー	７０　シルバー	７０　シルバー
硝子			網入型板ガラスt6.8	
金物		ドアクローザー、SUS丁番、ステンレス沓ズリ	ドアクローザー、SUS丁番、ステンレス沓ズリ	ドアクローザー、SUS丁番、ステンレス沓ズリ
		ステンレスレバーハンドル、シリンダー錠、付属金物一式	ステンレスレバーハンドル、シリンダー錠、付属金物一式	ステンレスレバーハンドル、シリンダー錠、付属金物一式

【　参考図　】

高知市　都市建設部　公共建築課

工事名	係	係長	課長補佐	課長	図面番号
福寿園防災倉庫解体工事					A-07
図面名　建具リスト　縮尺　1／100	作図　R8年　9月　日				

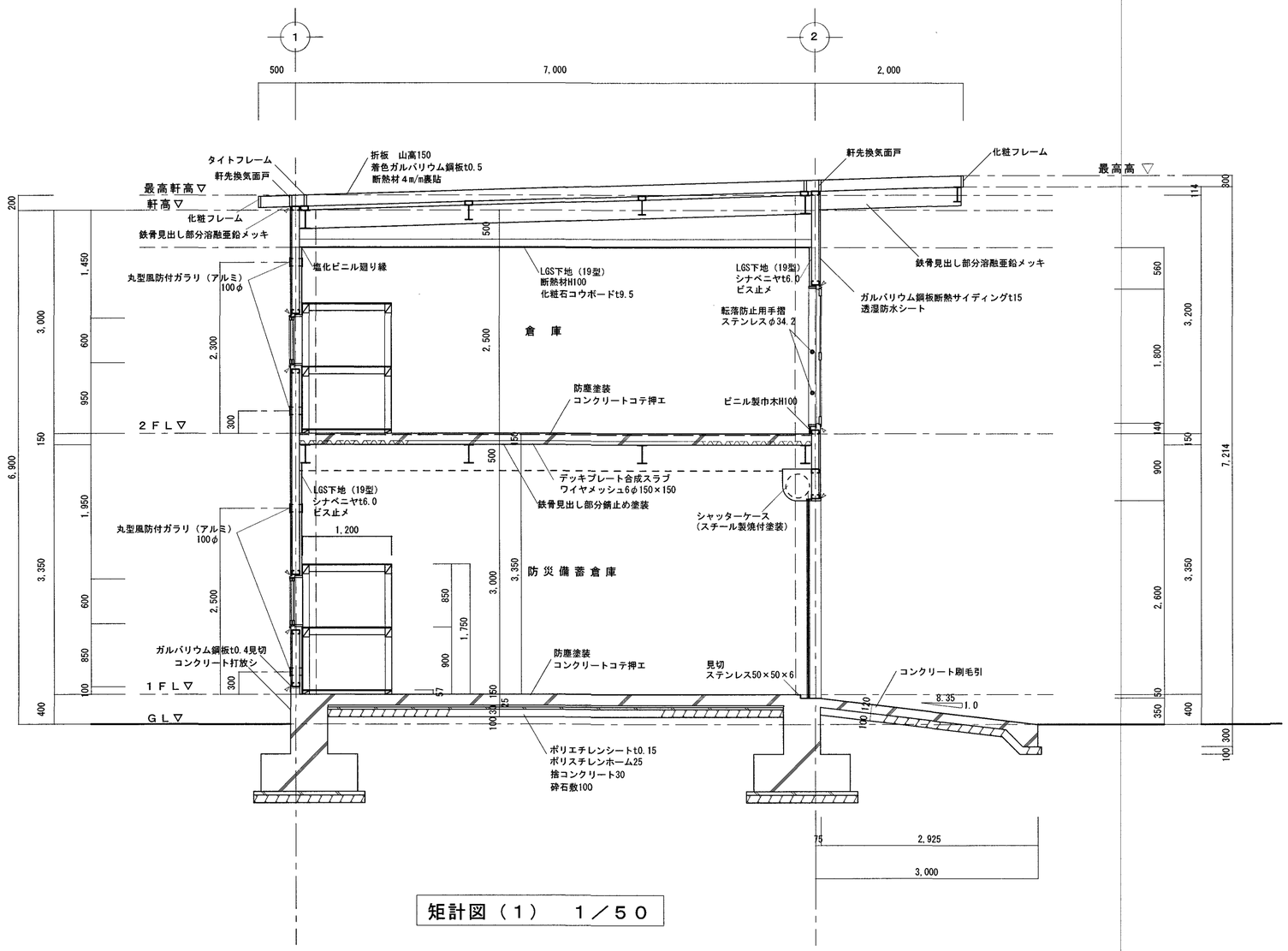

矩計図（１）　１／５０

段差部分詳細図１／３０

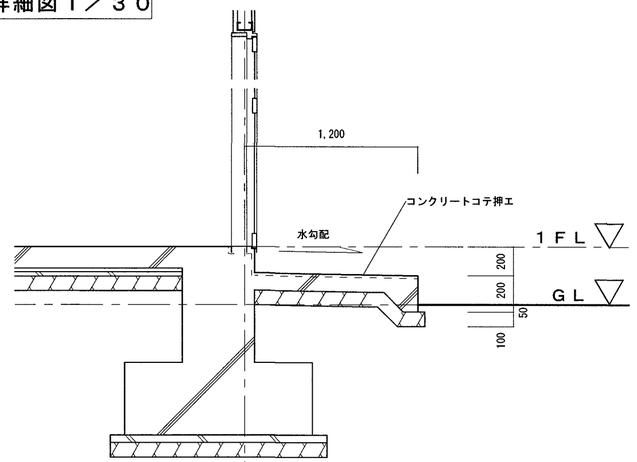

足洗場詳細図１／３０

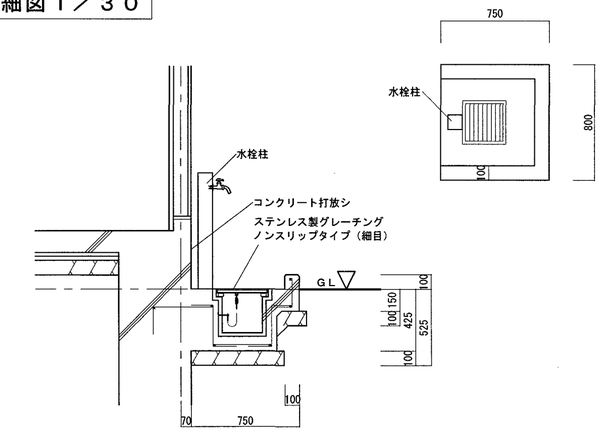

棚　詳細図１／３０

材質：桧　１等

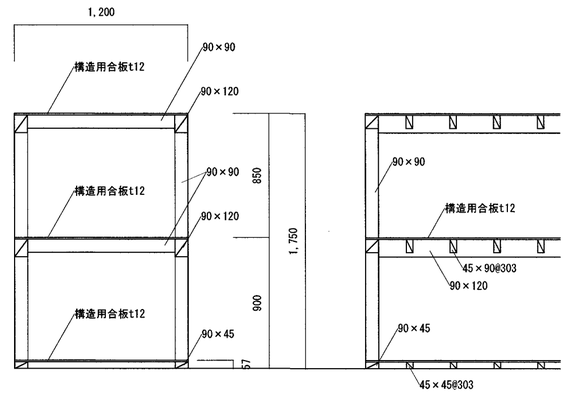

【　参考図　】

高知市　都市建設部　公共建築課		工事名		係	係長	課長補佐	課長	図面番号	
		福寿園防災倉庫解体工事						A-08	
		図面名　矩計図（1）	縮尺　1/50	作図	R8年	9月	日		

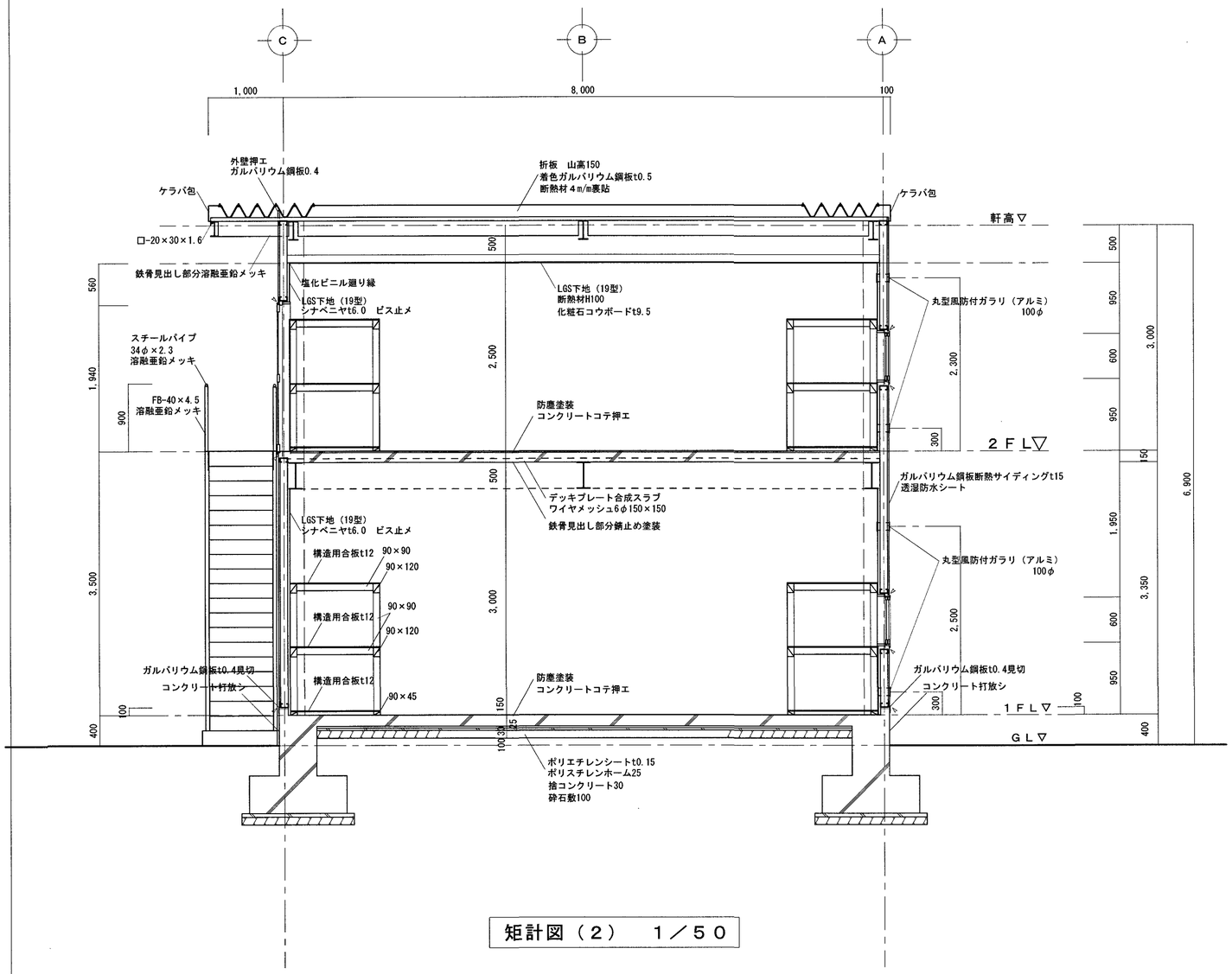

矩計図（２）　１／５０

鉄骨階段詳細図　１／５０

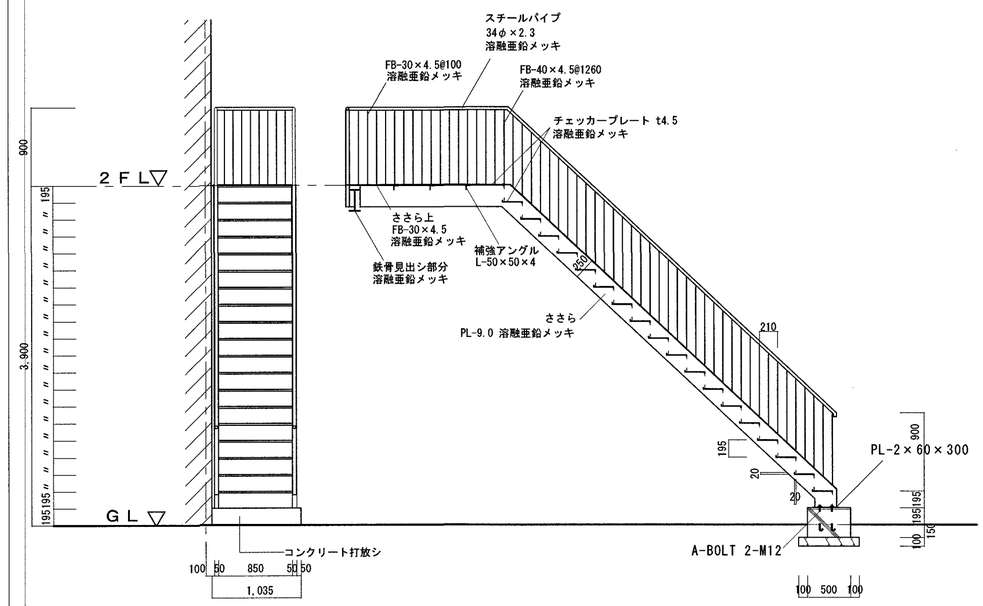
スチールパイプ
34φ×2.3
溶融亜鉛メッキ
FB-30×4.5@100
溶融亜鉛メッキ
FB-40×4.5@1260
溶融亜鉛メッキ
チェッカープレート t4.5
溶融亜鉛メッキ
2ＦＬ▽
ささら上
FB-30×4.5
溶融亜鉛メッキ
補強アングル
L-50×50×4
鉄骨見出シ部分
溶融亜鉛メッキ
ささら
PL-9.0 溶融亜鉛メッキ
PL-2×60×300
ＧＬ▽
コンクリート打放シ
A-BOLT 2-M12
900
3,900
195
195
195

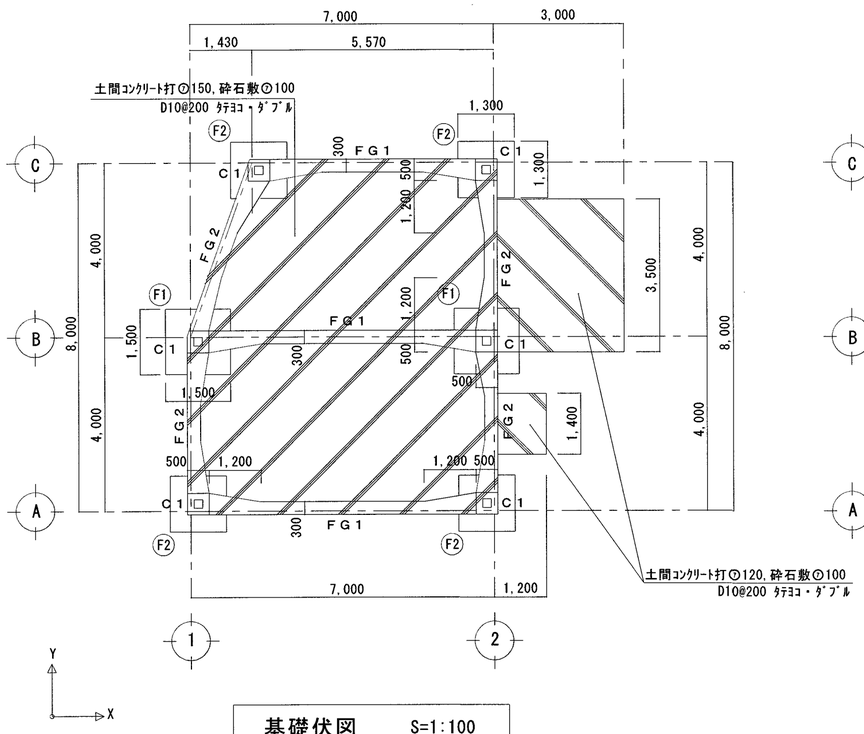

基礎伏図　S=1:100

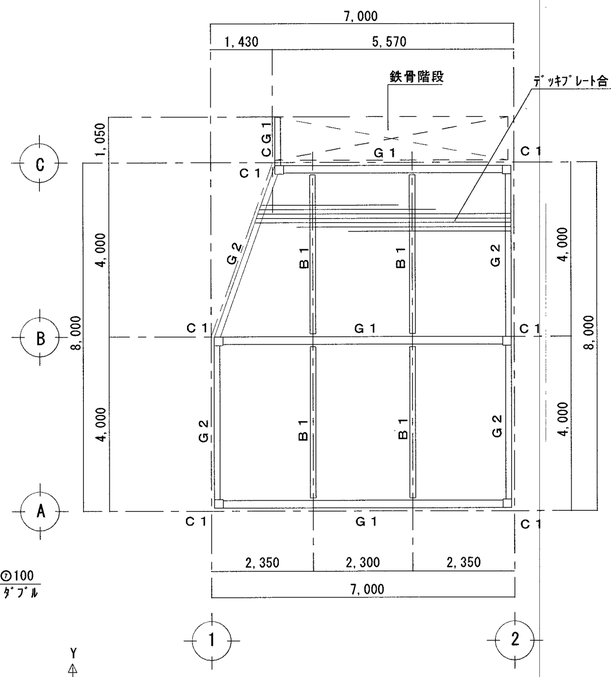

2階梁伏図　S=1:100

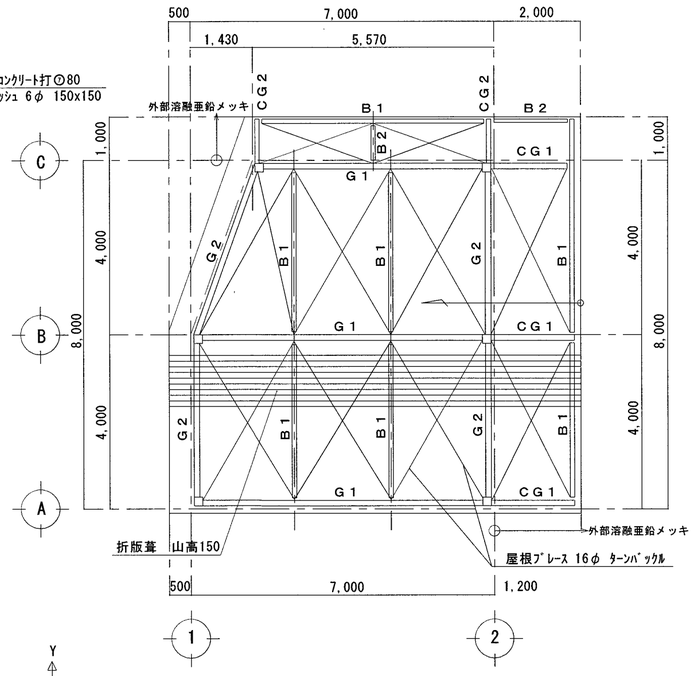

R階梁伏図　S=1:100

基礎詳細図　S=1:40

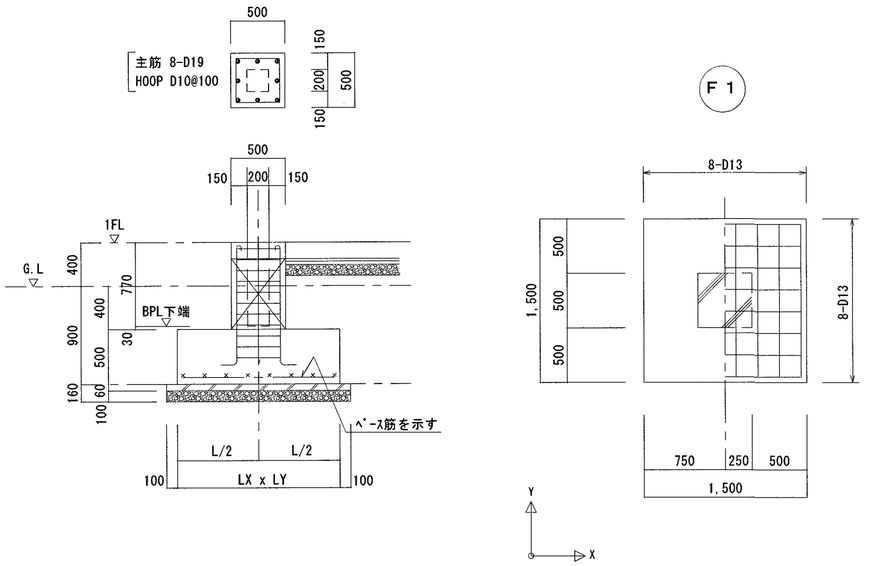

【基礎断面図】

※特記事項※

【使用材料】

ｺﾝｸﾘｰﾄ	捨てｺﾝｸﾘｰﾄ	Fc-18N/mm²	鉄骨	SS400 , STKR400 , SSC400	
	土間ｺﾝｸﾘｰﾄ	Fc-21N/mm²		BOLT HTB S10T M16,M20	
	躯体ｺﾝｸﾘｰﾄ	Fc-21N/mm²		錆止め塗装 JISK-5621 ２種２回塗	
鉄筋	SD295A	D10～D22(重ね継手)			

地中梁リスト　S=1:40

【FG1.FG2】

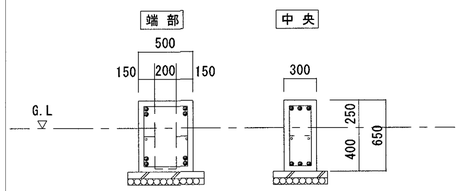

端部	中央
上筋 4-D19	上筋 3-D19
下筋 4-D19	下筋 3-D19
腹筋 2-D10	腹筋 2-D10
ＳＴ □D10@125	ＳＴ □D10@150

土間配筋施工要領　S=1:40

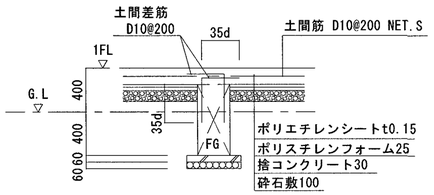

【　参考図　】

工事名	係	係長	課長補佐	課長	図面番号
福寿園防災倉庫解体工事					A-10
図面名 伏図 / 縮尺 1/100 1/40	作図 R8年 8月 日				

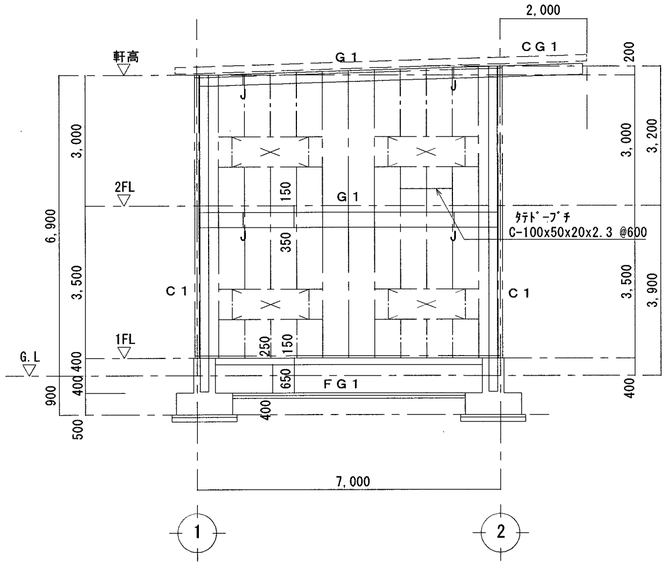

A通軸組図　S=1:100

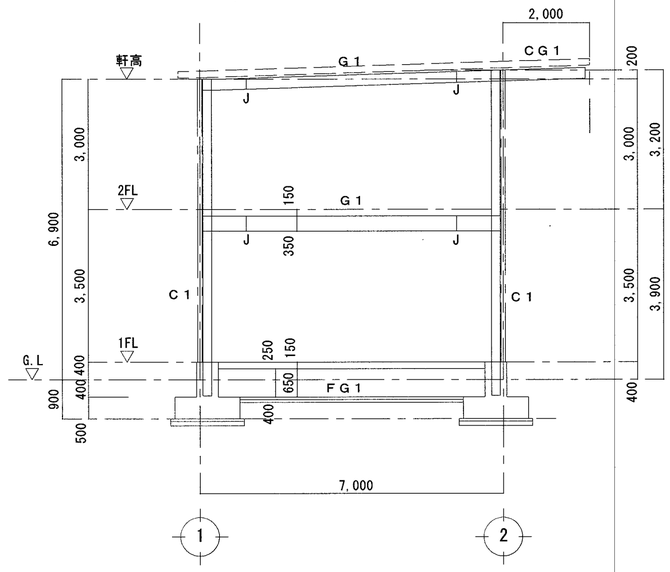

B通軸組図　S=1:100

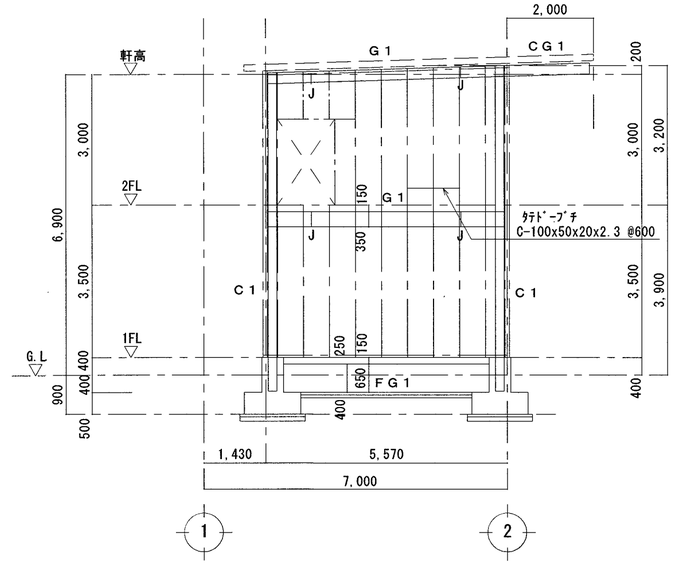

C通軸組図　S=1:100

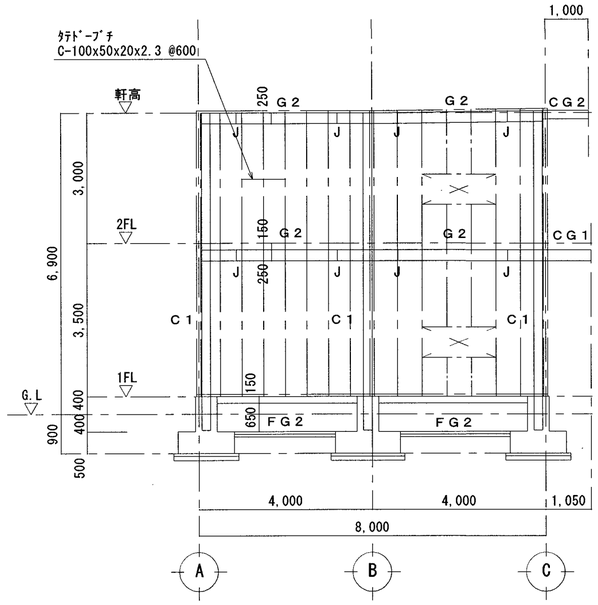

1通軸組図　S=1:100

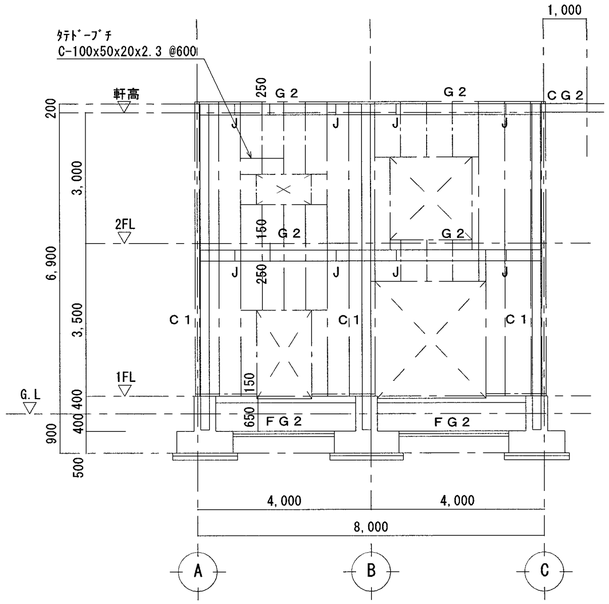

2通軸組図　S=1:100

鉄骨部材リスト

符号		部材	接合部	備考
1階	C 1	□-200x9	BASEPL-16.0(250x250)　ANBOLT 4-M16 L=600　，鉄筋ｼﾞﾍﾞﾙ D13@100 L=150	
2階	C 1	□-200x6		
R階	G 1	H-250x125x6x9	FPL:1PL-12.0 HTB 12-M16 WPL:2PL-6.0 HTB 8-M16	
	G 2	H-250x125x6x9	FPL:1PL-12.0 HTB 12-M16 WPL:2PL-6.0 HTB 8-M16	
	C G 1	H-250x125x6x9	全面溶接	
	C G 2	H-200x100x5.5x8	全面溶接	
	B 1	H-200x100x5.5x8	GPL-6.0 HTB 2-M16	
	B 2	H-150x75x5x7	GPL-6.0 HTB 2-M16	
2階	G 1	H-350x175x7x11	FPL:2PL-9.0 HTB 12-M20 WPL:2PL-6.0 HTB 6-M20	
	G 2	H-250x125x6x9	FPL:1PL-12.0 HTB 12-M16 WPL:2PL-6.0 HTB 8-M16	
	C G 1	H-250x125x6x9	全面溶接	
	B 1	H-250x125x6x9	GPL-9.0 HTB 3-M16	
屋根ブレース		16φ ﾀｰﾝﾊﾞｯｸﾙ	FB-65x6，GPL-6.0 HTB 1-M16	
ﾀﾃﾄﾞｰﾌﾟﾁ		C-100x50x20x2.3 @600	PL-6.0，BOLT 2-13φ	

【　参考図　】

高知市　都市建設部　公共建築課

工事名		係	係長	課長補佐	課長	図面番号
福寿園防災倉庫解体工事						A-11
図面名　軸組図	縮尺　1/100	作図	R8年	8月	日	

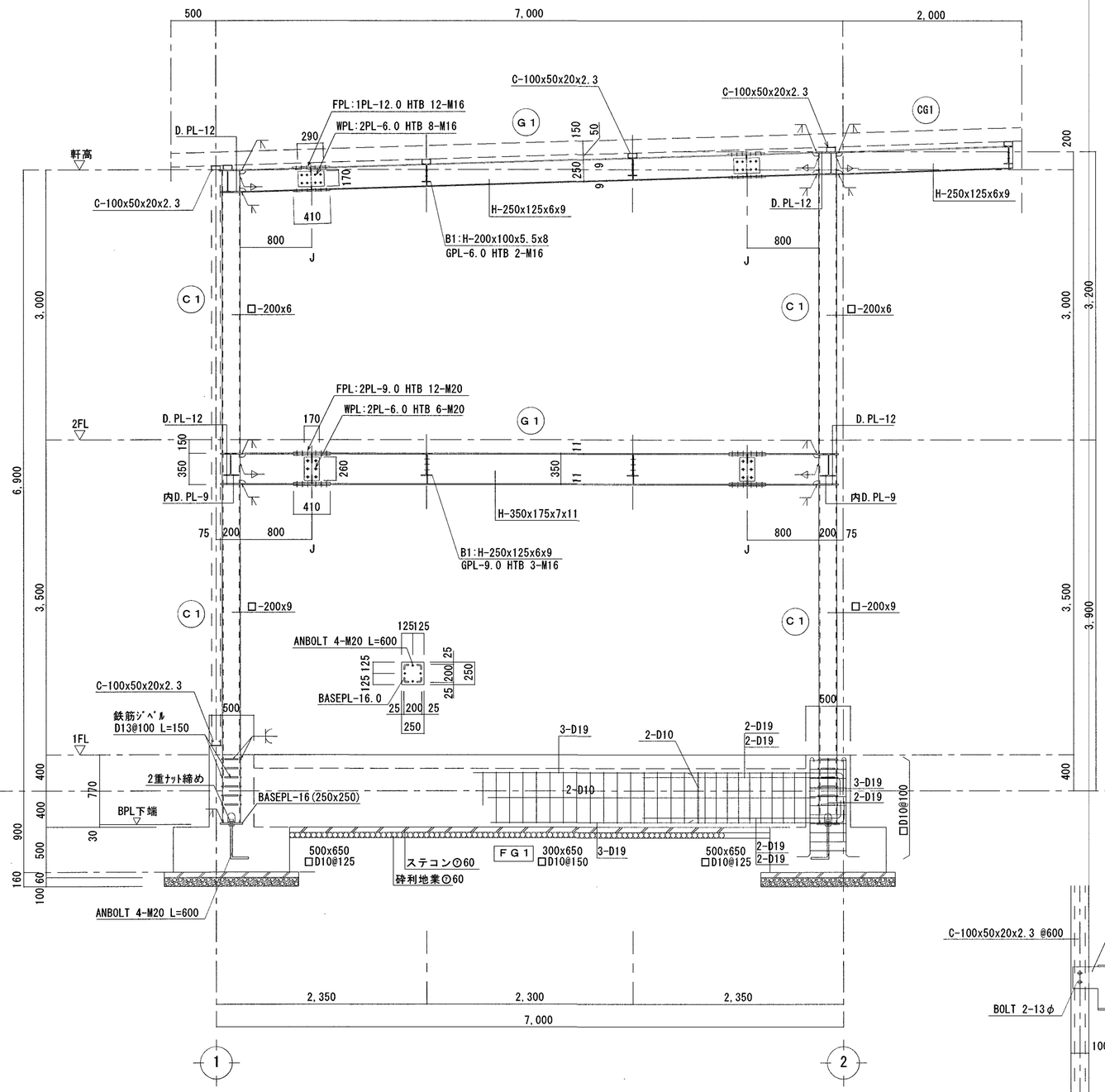

B通鉄骨詳細図　S=1:40

胴縁取合詳細図 S=1:20

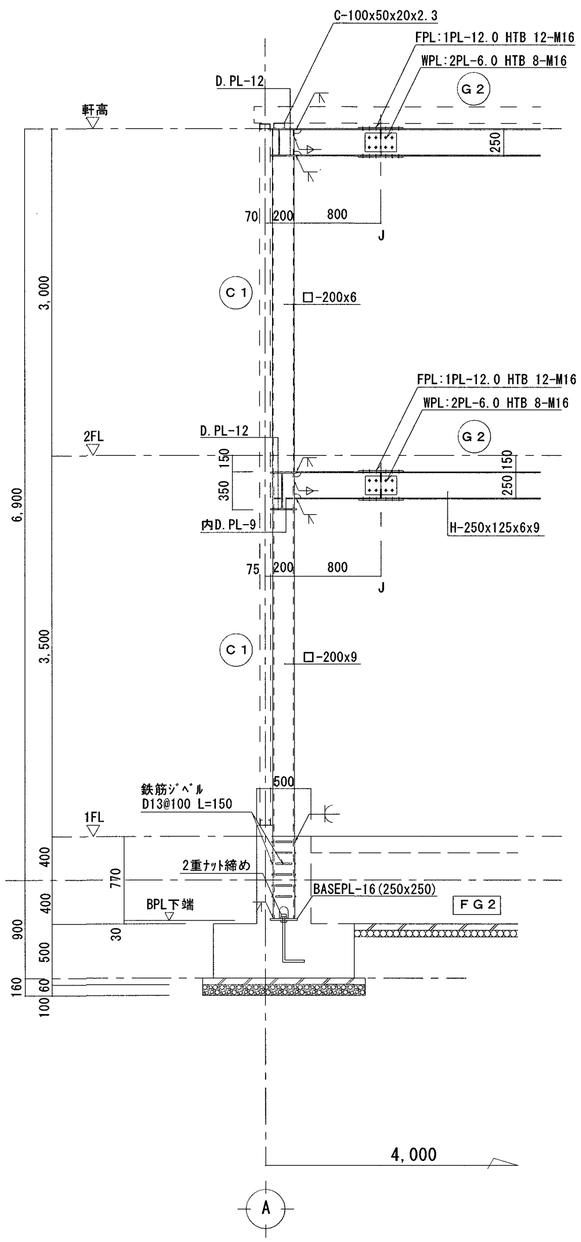

1通鉄骨詳細図　S=1:40

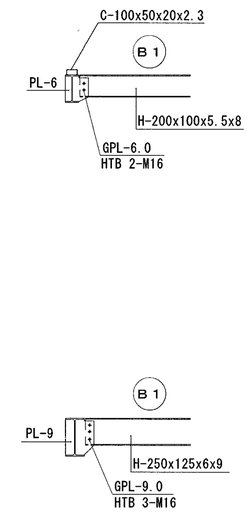

B1小梁取合詳細図 S=1:40

【　参考図　】

工事名	係	係長	課長補佐	課長	図面番号
福寿園防災倉庫解体工事					A-12
図面名　鉄骨詳細図　縮尺　1/40	作図　R8年　8月　日				

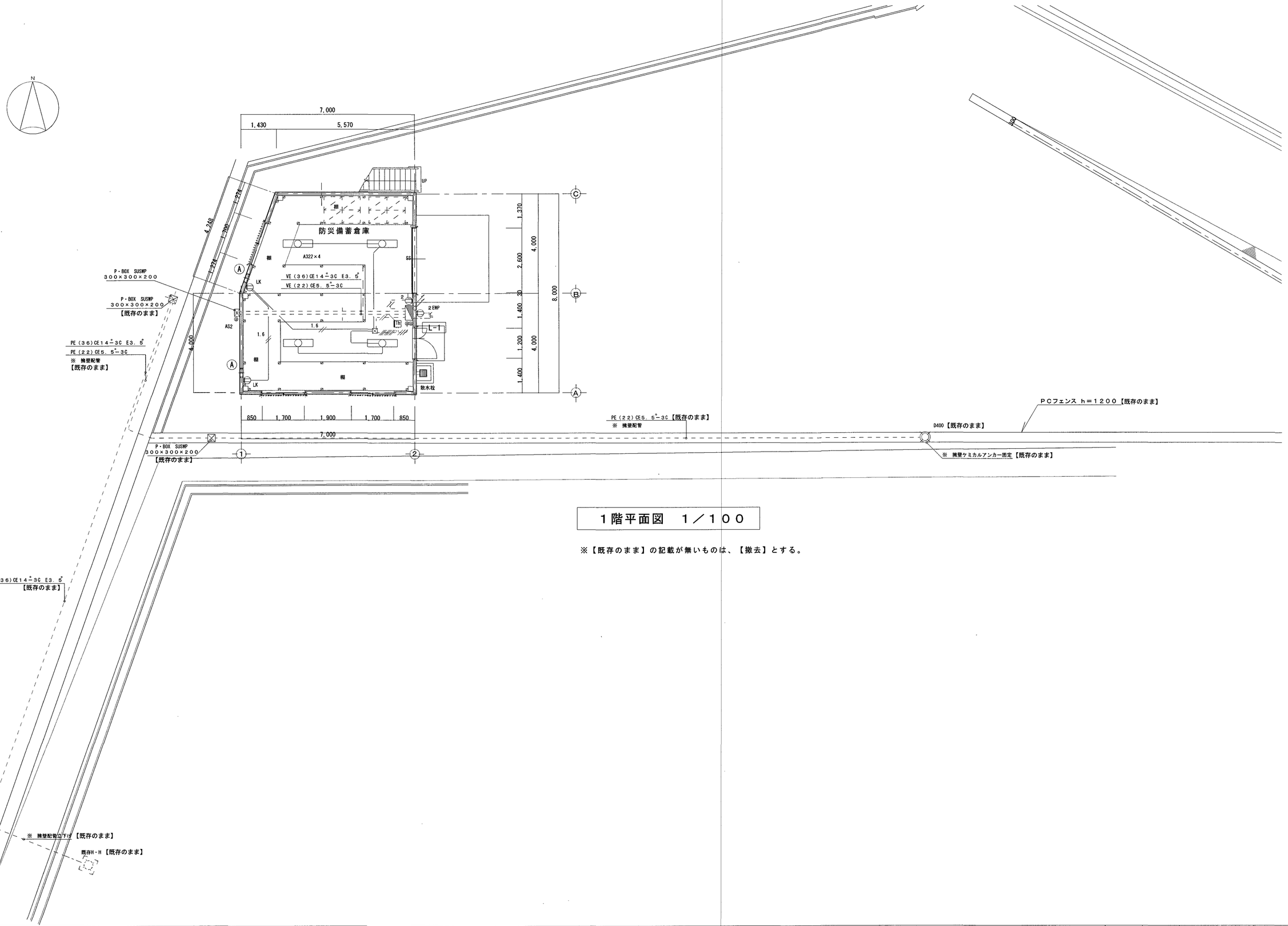

１階平面図　１／１００

※【既存のまま】の記載が無いものは、【撤去】とする。

	※　電気切離し作業は別途工事による

工事名	係	係長	課長補佐	課長	図面番号
福寿園防災倉庫解体工事					A-13
図面名　幹線、外灯・１階電気設備図 / 縮尺　1/100 / 作図　R8年　8月　日					

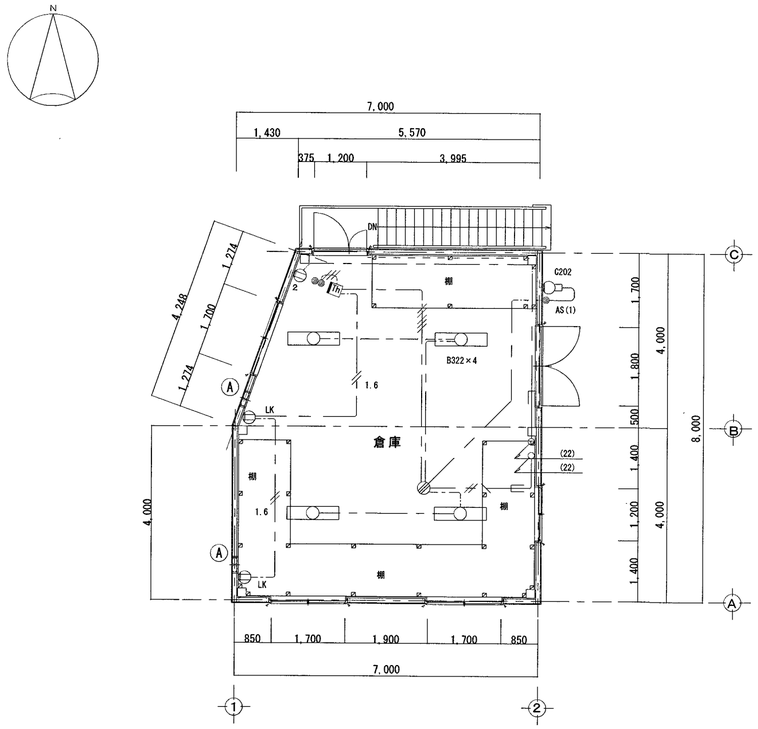

2階平面図　1／100

※【既存のまま】の記載が無いものは、【撤去】とする。

A322	Ｈｆ３２Ｗｘ２	トラフ（笠付）	
B322	Ｈｆ３２Ｗｘ２	逆富士	
C202	ＦＬ２０Ｗｘ２	防犯灯	
D400	HF400W×1	屋外灯（ベース式）	ポールL=３５００
Ⓐ	壁付電気式換気扇（２５cm）　木枠共 SUSフード（防虫網付）		

配線凡例			
	コロガシ		隠蔽
〃	露出配管		
〃	1.6		EM-EEF1.6m/m-2C
〃			EM-EEF1.6m/m-3C
〃			EM-EEF2.0m/m-2C
〃			EM-EEF2.0m/m-3C
〃		(16)	EM-EEF1.6m/m-3C
〃	1.6	(16)	EM-EEF1.6m/m-2C
〃		(22)	EM-EEF1.6m/m-3C
〃		(28)	EM-EEF1.6m/m-3C, 3C, 2C
〃		(22)	EM-EEF2.0m/m-2C
〃		(22)	EM-EEF2.0m/m-3C
	ケーブルは、EMの表記が無くても、全てエコマテリアルケーブルとする。		
	配管仕様は、コンクリート部PF管、屋内露出部VE管、屋外露出部PE管とする。		

	埋込スイッチ	1Ｐ１５Ａ×２	ネーム付	新金属プレート
2	埋込コンセント	２Ｐ１５Ａ ×２		新金属プレート
LK	埋込コンセント	２Ｐ１５Ａ ×１	抜止め	新金属プレート
2EWP	防水コンセント	２Ｐ１５Ａ ×２	ET付	
Th	温度SW（埋込）	100V　200VA以下		
AS(1)	自動点滅器	100V　3A		
AS(2)	自動点滅器	２００V　６A		

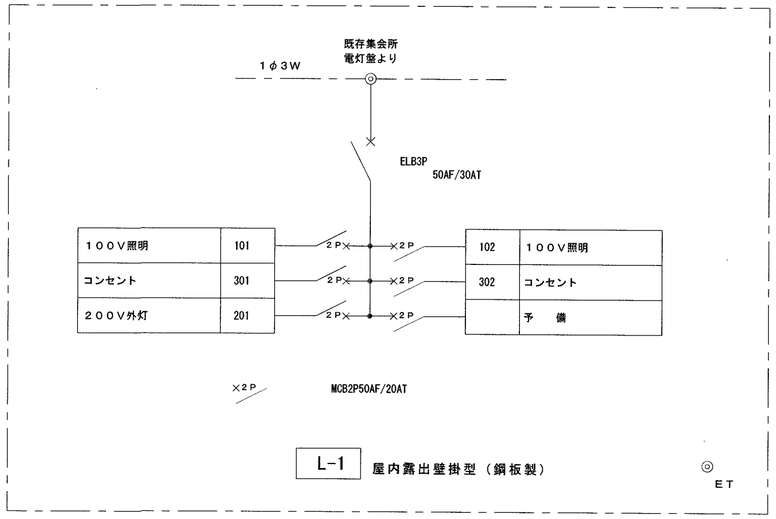

L-1　屋内露出壁掛型（鋼板製）

高知市　都市建設部　公共建築課	工事名		係	係長	課長補佐	課長	図面番号
	福寿園防災倉庫解体工事						A-14
	図面名　凡例、仕様リスト・２階電気設備図	縮尺　1/100	作図	R8年	8月	日	

特記仕様書

1 管材 （1）管種凡例	A 配管用炭素鋼鋼管JISG3452　B 内面塩ビライニング鋼管 SGP-VA　C 内外面塩ビライニング鋼管 SGP-VD D 排水用タールエポキシ塗装鋼管（ＭＤ継手）　E 水道用ビニール管　F 耐衝撃性ビニール管 G Ｒ型耐衝撃性ビニール管　H 厚肉ビニール管　I 薄肉ビニール管 J ビニール卵形管　K 耐火二層管　L 銅　管 M 被覆銅管　N 排水鉛管　O 給水用鋳鉄管 P 排水用鋳鉄管　Q 外面防蝕ライニング鋼管（キーロン）　R 配管用ステンレス鋼管 S 架橋ポリエチレン管又はポリブデン管　T 排水用内面塩ビライニング鋼管（ＭＤ継手）　U 外面被覆耐熱塩ビライニング鋼管 V 耐熱塩ビライニング鋼管　W 消火用硬質塩化ビニル外面被覆鋼管WSP041　X 都市ガス用ポリエチレン管(埋設用)
（2）使用管材	ＪＩＳ規格工場品とし原則として同一管種は同一メーカー品とする

工種＼場所	屋内	屋外埋設	屋外架空	備考
給水（直圧）		F	F	
雑排水		H	H	

2 弁類	特に指定のない場合には次の通りとする。 直圧 仕切弁（JIS10Kg/cm²）　逆止弁（ＪＩＳ１０Kg／cm²） 加圧 仕切弁（JIS 5Kg/cm²）　逆止弁（ＪＩＳ１０Kg／cm²） （注） 呼び口径６５Φ以上は原則としてフランジ型とする。 ポンプに使用する逆止弁（排水用除く）は原則として衝撃吸収式とする。
3 保温・防露	記号は建設大臣官房庁営繕部機械設備工事共通仕様書のものを示す。

工種＼場所	屋内露出	天井、ＰＳ内	床下暗渠内	屋外露出	備考
給水				e3（ハ）V	

4 埋設深度	屋外土中埋設配管に適用する。なお数値は管上での土かぶり厚とする。 給水直圧管　（一般）・-300 ⊙ −600 ・-750 その他　（一般）・-300 ⊙ −600 ・-750 保護砂は、不要。ただし給水管はﾗｲﾄｶﾊﾞｰ巻きとする。
5 表示	機械室、パイプシャフトの配管には工種および流れの方向を明示し、バルブには常時開閉を記入（エッチング）したアクリルプレートを取付ける。 排水管以外の屋外土中埋設管には、曲部、分岐部その他埋設管の位置が竣工後確認できるように標示鋲（柱）を取り付ける。 なお、管上３０ｃｍの位置に埋設表示シート（ダブル）をいれる。

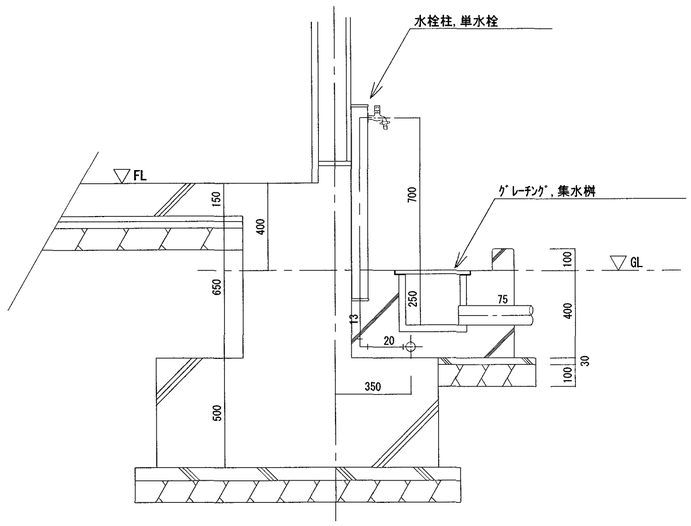

足洗場詳細図 1/20

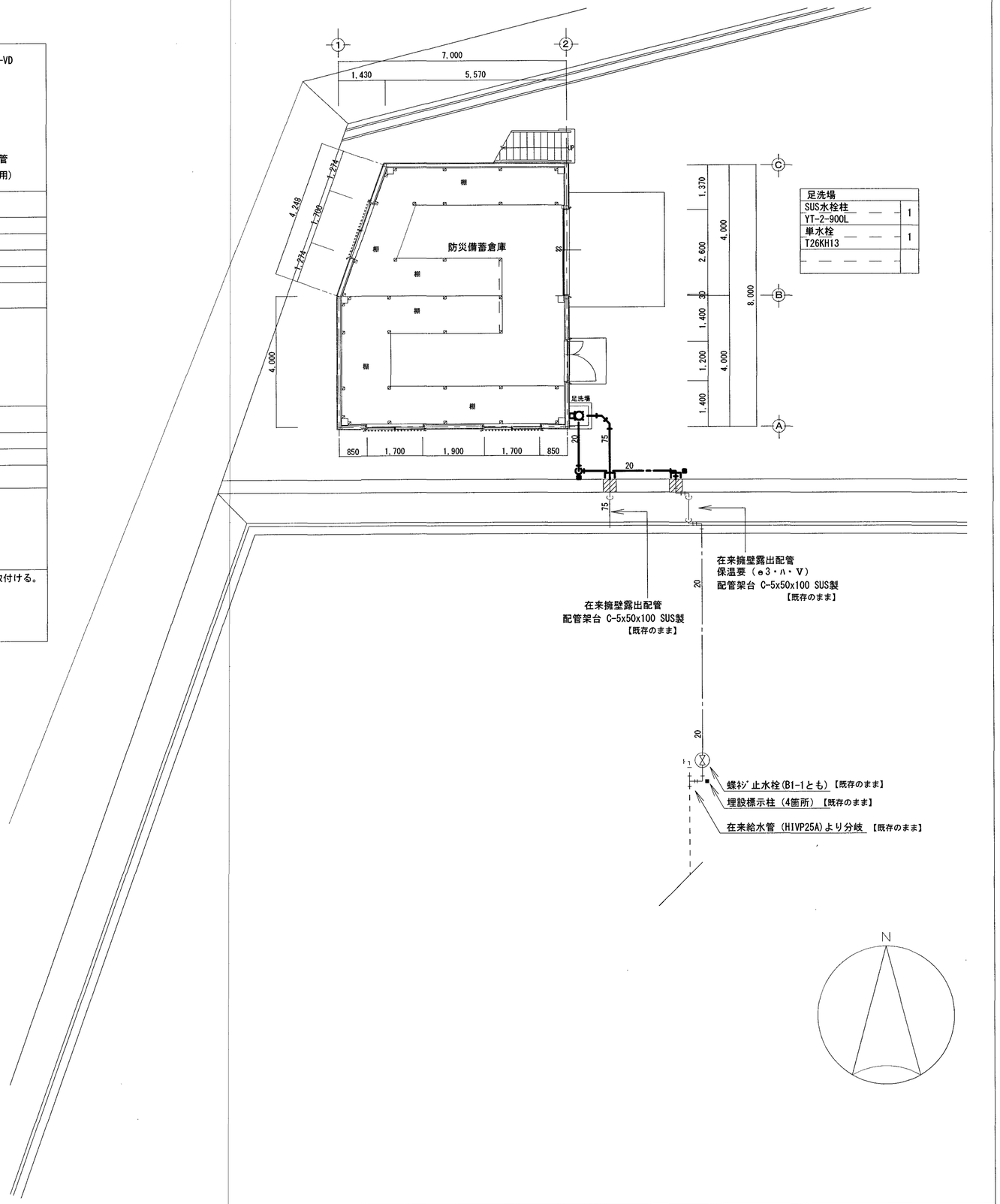

※【既存のまま】の記載が無いものは、【撤去】とする。
※ ━━━━ 埋設配管撤去範囲を示す。端部ｷｬｯﾌﾟ止め処置共　（給水、排水共に切離し作業は別途工事による）

高知市 都市建設部 公共建築課

工事名			係	係長	課長補佐	課長	図面番号
福寿園防災倉庫解体工事							A-15
図面名 1階給排水設備平面図	縮尺	1 /100	作図	R8年	9月	日	